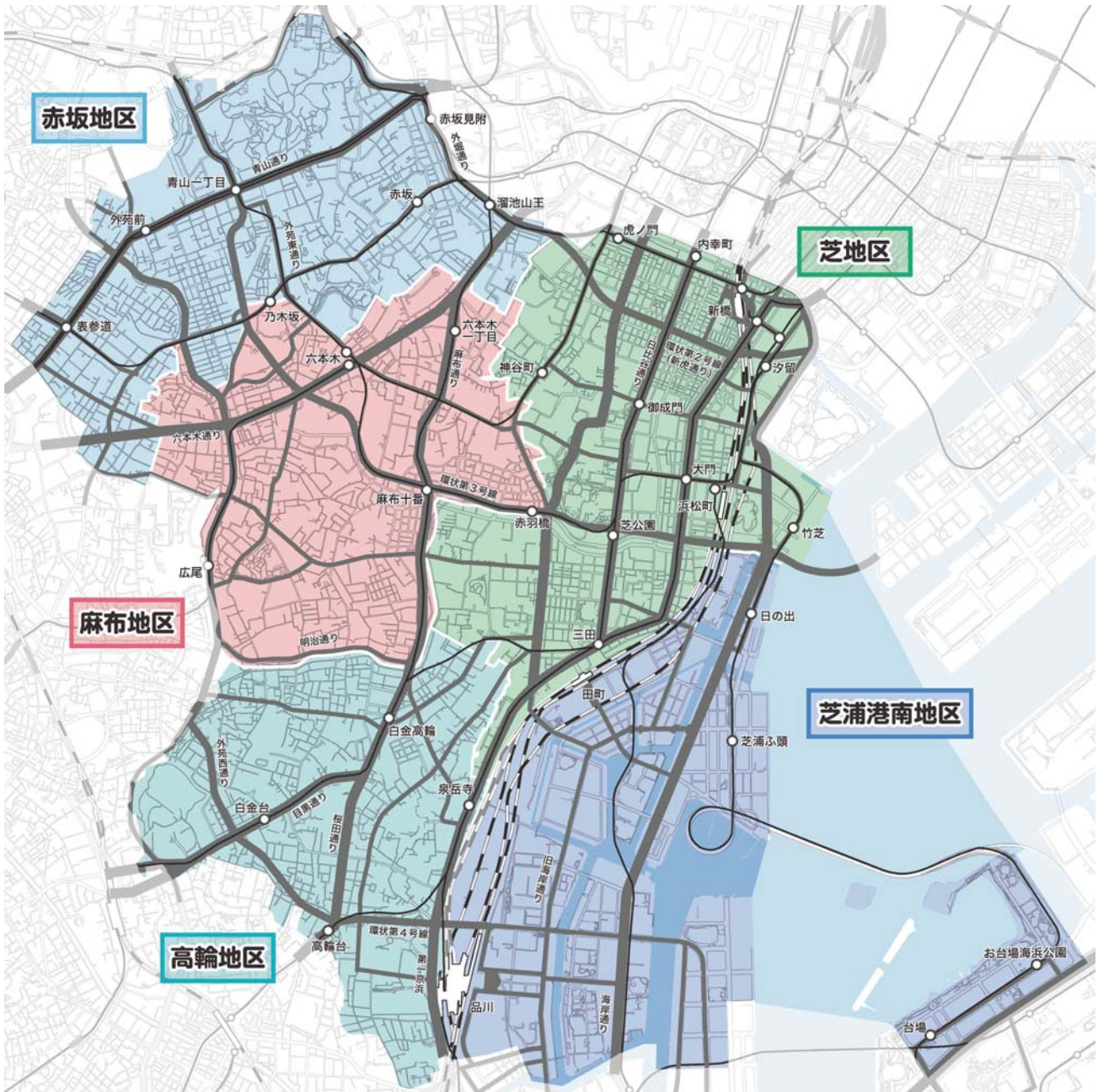


第5章
〔地域別構想〕
地区別まちづくりの方針

1 地区別まちづくりの方針の役割と位置付け

区全体のまちの将来像や全体構想で示した分野別のまちづくりの方向性を踏まえて、地域特性をいかした身近なまちづくりの方向性を具体的に示すため、区を5つの総合支所の区域に区分して、地区別まちづくりの方針を示します。

地区区分図



地区区分	対象町丁目
芝地区	新橋、東新橋、西新橋、虎ノ門、愛宕、芝公園、浜松町、芝大門、芝、三田一～三丁目、海岸一丁目
麻布地区	東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木
赤坂地区	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪地区	三田四・五丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南地区	芝浦、海岸二・三丁目、港南、台場

図 将来都市構造における各地区の位置付け



図 将来都市構造

※都市機能が集積する拠点は、都市計画区域マスタープランに位置付けられた拠点（中核拠点、都心周辺部の拠点）を参考に設定しています。詳細は第3章「3 港区が目指す将来都市構造」(P.28～31)を参照。

2 地区別まちづくりの方針

(1) 芝地区



港区を代表するランドマーク
(東京タワー)



歴史的・文化的な落ち着いた街並み
(綱の手引坂)



日本を支えるビジネス街
(新橋駅周辺)

地区の成り立ち

芝地区は、5世紀前半に造られた都内最大の前方後円墳の丸山古墳があるなど、はるか昔から人の生活が営まれてきた場所です。江戸幕府が開かれると、江戸城に近いことから、多くの武家屋敷が建てられ増上寺も立地しました。一方、東海道に沿っては、町人地ができていくなど、庶民の暮らしの場も整いました。

明治時代に入ると、日本最初の鉄道が新橋・横浜間に整備され、大正、昭和とまちが発展してきました。

関東大震災後は新橋の一部で帝都復興土地区画整理が施行されましたが、第二次世界大戦時の空襲で甚大な被害を受けました。

戦後は復興計画により着実にまちが発展し、昭和33年(1958年)には、ランドマークとして親しまれる東京タワーが完成しました。また昭和36年(1961年)には、新橋駅前市街地改造事業が都市計画決定され、戦後の闇市も取り込んだ新橋駅前の街の整備が進みました。

芝地区は交通至便であることから開発事業が活発に進み、新橋・虎ノ門地域はオフィス街を中心に発展してきました。平成26年(2014年)には環状第2号線(新虎通り)が完成し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、まちづくりの動きが加速しています。



旧新橋駅(明治20年(1887年)頃)



江戸時代に描かれた増上寺
出典：UKIYO-E —名所と版元—
(港区立港郷土資料館)

大切にしたい資源(増上寺、芝大神宮界わい)

徳川家の菩提寺であった増上寺は、浮世絵にも多く描かれています。明治時代に太政官布達により、その境内敷地は芝公園地として指定され、上野公園などとともに日本で最初の近代的な公園として開設されました。三解脱門は今なお創建当初の面影を残していますが、伽藍の多くは東京大空襲で焼失しました。

昔の東海道に隣接し増上寺にも程近い芝大神宮は、寛弘2年(1005年)の創建で、江戸時代には幕府の庇護のもと「大江戸の大産土神」「関東のお伊勢様」として庶民にも信仰され、江戸の火消し「め組」の喧嘩でも有名であり、界わいは盛り場としてにぎわっていました。

夜間人口の 10 倍を超える 昼間人口

日本を支えるビジネス街である新橋駅、浜松町駅を含む芝地区は、夜間人口が昼間人口の 10 倍を超え、5 地区の中で最も昼夜間人口比率の高い地区です。

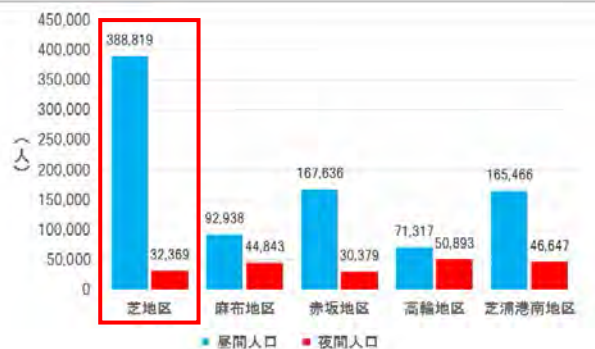


図 地区別昼夜間人口 (国勢調査/平成 22 年)

歴史・文化資源が豊富

ビジネス街の様相を見せる一方、地区内には歴史・文化資源が随所に見られ、歴史的建造物、文化財建造物の数が多いことも特徴です。

	歴史的建造物	文化財建造物
芝地区	1件	20件
麻布地区	2件	4件
赤坂地区	0件	4件
高輪地区	3件	11件
芝浦港南地区	0件	2件

- 新橋・浜松町地域では、旺盛な開発事業等に伴い市街地の再編や生活基盤を支える施設の整備など地域貢献に資する施設等の整備が進み、市街地環境の質の向上が図られています。一方で、昼間人口の多い地区の特性に対応した災害時の対策や、高密度な道路によって街区が形成され老朽建築物が多い新橋駅周辺の再整備、居住者に配慮した環境づくりの推進が求められています。
- 虎ノ門地域や環状第2号線沿道では、今後予定されている地下鉄新駅やBRTの整備などにより交通機能が拡充されます。そうした動きと今後進められる大規模な開発事業等を契機に、防災や環境に配慮した市街地環境整備の推進などが求められています。
- 環状第2号線周辺などは、「エリアマネジメント」の発想を取り入れ、地域主体による先進的な取組が進められています。今後も地域主体のもとで、にぎわいのあるまちづくりを進めることが期待されています。
- 古川を境に芝地区の南側に位置する芝・三田地域には低層中心の住宅が集積する市街地が形成されており、地域の人々が安全・安心に住み続けられるまちづくりが求められています。
- 芝地区は、JR線をはじめとした鉄道網やバス等の公共交通機関が充実しています。今後は、新橋駅や浜松町駅、田町駅などの駅周辺において多様な交通手段の乗換・乗継の利便性の向上のほか、バリアフリーの推進や案内標識の整備等による交通利便性の向上が求められています。
- 芝地区には、緑と風格のある景観、歴史・文化を感じることができる芝公園や旧芝離宮恩賜庭園があります。港区を代表するこうした貴重な資源を保全し将来に引き継いでいくとともに、地域の活性化や観光・魅力づくりなどに活用することが求められています。

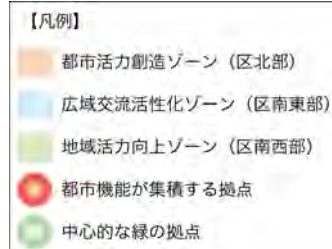
地区の目標

- ◆新橋・浜松町地域における、多様な商業・業務機能の集積と、高齢者をはじめさまざまな人が住み続けられる多様な住宅との共存、繁華街周辺の防犯対策等による安全・安心なまちづくりの推進
- ◆虎ノ門地域における民有地を活用した既存駅舎改修や地下鉄新駅整備等の交通機能の拡充、大規模な開発事業等を契機とした市街地環境の質の向上
- ◆芝地域における、古い街並みの保全とそれらと融合した高層ビルの誘導、防犯・防災への意識を高めるまちづくりの推進
- ◆三田地域における歴史・文化や緑と調和したいつまでも住み続けられ愛着が感じられるまちづくりの推進
- ◆エリアマネジメント活動を中心とした地域のにぎわいの創出
- ◆芝地区の財産である芝風致地区内の緑や風格ある景観の保全

地区の将来都市構造

芝地区の将来都市構造は、地区北側の“都市活力創造ゾーン”、古川を境に南側の“広域交流活性化ゾーン”、桜田通り西側の“地域活力向上ゾーン”に分けられます。

都市機能が集積する拠点として、新橋・汐留周辺、虎ノ門周辺、浜松町・竹芝周辺、田町・芝浦周辺が位置付けられているほか、芝公園、旧芝離宮恩賜庭園が緑の拠点として位置付けられています。



地区のまちづくりの方針

方針1 土地利用・活用

地域特性に応じた土地利用の誘導

- ・新橋・浜松町地域では、多様な商業・業務機能の集積による活力とにぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ・虎ノ門地域では、地下鉄新駅やバスターミナル整備を核とした、国際ビジネス交流拠点を形成します。
- ・新橋駅周辺等では、老朽建築物の更新と都市・生活基盤の一体的な再編整備による、拠点機能の再整備を促進します。
- ・芝二丁目を中心とした商店と住宅が共存した地域では、居住環境と商業・業務機能が調和した土地利用を誘導し、安全・安心に住み続けられる市街地を形成します。
- ・三田一、二丁目では、緑と水の豊かな環境と歴史的・文化的な落ち着きのある街並みを保全し、良好な居住環境を形成します。

市街地整備の展開

- ・環状第2号線周辺地区においては、道路の開通を契機とした周辺のまちの変化に対応した良好なまちづくりをきめ細かに計画的に推進します。
- ・田町駅西口・札の辻交差点周辺地区においては、交差点周辺の開発事業等の機運や駅周辺の今後の建替え等を貴重な機会と捉え、計画的に既存市街地の機能更新を進めるとともに、地区内にあ
る区有地を有効に活用します。
- ・芝、麻布にまたがる六本木・虎ノ門地区においては、生活環境の向上をさらに推進するとともに、環境への配慮やバリアフリー化、安全・安心など先進的な取組を推進します。
- ・浜松町駅・竹芝駅周辺地区においては、駅周辺の大規模な開発事業や都有地を活用した「都市再生ステップアッププロジェクト」が連携することにより、歩行者ネットワークの拡充による交通結節機能の強化や防災対応力を備えたスマートシティの実現に向けた取組を推進し、国際競争力の強化に資するビジネス交流拠点を形成します。

開発事業の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上

- ・環状第2号線及び虎ノ門地域、浜松町駅・竹芝駅周辺をはじめ、開発事業等を契機として周辺と一体となった地域の魅力・価値の向上のため、エリアマネジメント活動を推進します。
- ・開発事業等においては、地域のにぎわいを創出するイベント等が開催できるオープンスペースを整備し、来街者や地域住民が日常的に利用・活用できる空間を確保します。

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

多様な世帯が住み続けられる居住機能の充実

- ・虎ノ門地域を中心に、今後さらなる国際都市としての発展が求められることから、外国人も含めた多様な人々がともに住みやすい居住機能及び生活基盤を支える施設の整備・誘導を推進します。

人口増加やニーズに対応した魅力的な生活環境の形成

- ・開発事業等に際しては、周辺環境との調和を図るとともに、子育て支援施設や高齢者向け住宅、日常生活を支えるスーパー、自転車シェアリングポートなど、生活基盤を支える施設を誘導します。
- ・環状第2号線の整備により生活環境が変化した地域においては、界わい性ある街並みと地域コミュニティを強化するため、高齢者をはじめとしたさまざまな人が住み続けられるまちづくりを進めます。

地域コミュニティの活性化と健康に過ごせる環境の整備

- ・地域主体で防犯・清掃・環境美化活動などに取り組むことで、町会などの地域活動の活性化や連携を促進します。また、事業所が多く立地する特性をいかし、クリーンキャンペーンなど企業等のまちづくりへの参画を促進します。

日常の安全・安心を確保する環境づくり

- ・繁華街等においては、幅広い世代の人が安心して歩ける環境を形成するため、客引きや落書き等が多く犯罪が発生しやすい場所の改善や防犯カメラの設置、まちの美観の向上など、犯罪の防止に配慮した安全な商業空間の形成を進め、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、さらに安心して楽しめるまちを目指します。

方針3 道路・交通

公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性向上

- ・虎ノ門地域においては、環状第2号線や地下鉄新駅、BRT等を軸にした多様な交通手段が連携した総合的・階層的な交通ネットワークを構築します。コミュニティバスのルート改善や自転車シェアリングポートの増設など、地域全体の活性化と利便性の向上を図ります。
- ・新橋駅、浜松町駅、田町駅など、拠点となる駅における交通結節機能の強化を図るとともに、主要な駅とその周辺を含めた公共交通の利用時・乗継時の利便性の向上を図ります。

道路ネットワークの整備と交通の円滑化

- ・環状第3号線及び放射第21号線の早期整備に係る関係機関との調整を図ります。
- ・自転車シェアリングポートの増設を図るとともに、自転車走行空間の整備を推進するなど、自転車の利用環境を向上させます。

快適に楽しく歩ける環境の整備

- ・浜松町駅周辺や田町駅周辺を中心とした連続的・面的なバリアフリー化を推進します。また、高齢者等の暮らしやすさを考慮し、公共施設やその周辺の歩道等のバリアフリー化を促進します。
- ・陸・海・空の玄関口となる浜松町駅及び竹芝駅周辺においては、地上・地下・デッキレベルで立体的な歩行空間を形成するとともに、庭園やふ頭などの地域資源とのつながりに配慮した整備を行い、地域の個性をいかした誰もが移動しやすい環境づくりを推進します。
- ・新虎通りなど広幅員の幹線道路においては、国内外に誇れる風格とにぎわいのある街並みを形成するため、緑量豊かな街路樹を育成します。

- ・開発事業等に伴い、道路と沿道の私有地が一体となった樹木による緑陰形成や壁面緑化による建築壁面からの照り返し防止など、屋外を快適に歩ける環境を形成します。

方針4 緑・水

都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成

- ・芝公園については、増上寺等の区を代表する景観の保全と、都市計画公園の整備促進に向けた関係機関との調整を進めます。
- ・新橋地域の公園機能の充実を図るため、既存公園の再配置や統合について検討します。
- ・江戸時代の代表的な大名庭園の風情を残す旧芝離宮恩賜庭園や、愛宕山などに残された斜面緑地を保全するとともに、それらをつなぐ緑のネットワークとして道路と沿道のオープンスペースが一体となった緑陰空間を形成します。
- ・開発事業等の機会を捉え、質の高い緑の保全・創出とともに、屋上緑化や壁面緑化など、敷地内を立体的に活用した緑化等を推進します。
- ・地域が主体となり、区道と街路樹とが一体となった赤坂・虎ノ門緑道の大規模な緑道空間の整備を進めます。
- ・古川沿いでは、開発事業等の機会を捉えて、親水性の向上を目指します。

生物多様性に資する自然回復の場づくり

- ・生物多様性に資する供給地である芝公園や旧芝離宮恩賜庭園については、生きものの生息・生育環境に配慮した多様な緑と水辺の創出、維持管理における配慮を推進します。

緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出

- ・芝大門周辺や三田周辺など、歩いて行ける公園を整備する地域においては、公園等と同等の機能を有するオープンスペース等を確保します。
- ・新橋・虎ノ門地域では、国際ビジネス拠点にふさわしい緑豊かな憩いの空間を形成するため、就業者や来街者等の利用者層を考慮した公園・オープンスペースを整備します。
- ・緑の拠点の芝公園から旧芝離宮恩賜庭園にかけては、芝給水所やイタリア公園等と一体となって、スポーツや自然、歴史、観光、地域活動などが楽しめるエリアとし、多様なライフスタイルに対応した公園整備を進めます。

方針5 防災・復興

市街地の安全性・防災性の向上と施設の適切な維持管理

- ・新橋地域や臨海部など液状化の可能性が高い地域では、液状化リスクの周知を徹底するとともに、設計段階において詳細な地盤調査を行い、適切な液状化対策を講じます。
- ・長周期地震動による被害軽減、備蓄倉庫・ライフラインの確保、エレベーター対策などの高層建築物特有のリスクへの対策を進めます。
- ・愛宕、三田地域における大雨によるがけ崩れの発生を防止するため、がけや擁壁の安全性向上を図ります。

災害時の都市機能の早期回復マネジメント

- ・区内でも特に昼間人口が多い地域であることから、特に開発事業等に伴う都市の機能更新が進む浜松町駅・竹芝駅周辺や虎ノ門地域、環状第2号線周辺においては、地域と事業者が一体となった帰宅困難者対策など、エリア防災の取組を推進します。

都市型水害、津波等に強い市街地の形成

- ・大雨や津波による被害の抑制のため、古川の護岸整備を推進します。
- ・新橋駅等に集中する地下街や地階などの地下空間、アンダーパス等の浸水の恐れのある箇所について、情報提供の体制作りを強化するなど大雨時の浸水対策を推進します。

方針6 景観

地形の特徴や地域資源等をいかした景観の形成

- ・増上寺周辺や綱の手引坂周辺など、豊かな緑と歴史的・文化的な環境をもつ地域では、周辺の街並みに配慮した景観形成を推進します。
- ・芝公園や旧芝離宮恩賜庭園周辺においては、庭園等からの眺望を保全するとともに、港区の歴史・文化・自然等を感じられる質の高い景観を形成します。

まちの個性を感じる魅力ある街並みの形成

- ・増上寺等の歴史・文化資源や東京タワーを核とした景観の保全・形成を図ります。特に首都東京を象徴するランドマークである東京タワーについては、全景が望める眺望点の保全など、遠景、中景、近景それぞれの観点からその眺望の保全・形成を図ります。
- ・大門通りや三田通り周辺においては、東京タワーへの見通しに配慮した魅力的な街並みを育成します。
- ・環状第2号線周辺においては、東京の顔となるシンボルストリートにふさわしい品格とにぎわいのある歩いて楽しい街並みを創出します。

方針7 低炭素化

先進技術の導入とエネルギーの効率的・面的な利用の促進

- ・新橋、虎ノ門、浜松町駅・竹芝駅周辺における開発事業等の機会を捉え、自立分散型エネルギーシステムの導入やICT（情報通信技術）を活用したCEMS（地域エネルギー管理システム）の構築による、地域全体のエネルギー効率と安全性の向上を図ります。
- ・個々の建築物においては、先進技術の導入やエネルギー使用の効率化等、環境性能の向上を図ります。

地球温暖化対策の推進

- ・屋上緑化・壁面緑化などの敷地内緑化や、民有地内のオープンスペースの緑化を促進し、二酸化炭素の吸収源となる緑を創出します。

- ・開発事業等の機会を捉え、質の高い緑豊かなオープンスペースを創出するとともに、樹木による緑陰形成や緑化による地表面被覆の改善など、緑と水をいかした環境配慮型のまちづくりを推進します。

環境に配慮した交通環境の形成

- ・大規模なまちづくりが行われる環状第2号線周辺においては、地域特性や交通需要の調査を行い、駐車施設の集約化の区域を検討し、自動車交通の円滑化を図ります。

方針8 国際化・観光・文化

国際都市にふさわしい環境整備

- ・今後進められる開発事業等を契機とした国際的な水準の業務・商業・交流・宿泊・居住等の都市機能の集積による、質の高いビジネス・居住環境の整備を図ります。
- ・浜松町駅周辺においては、観光案内機能等の観光インフラの整備を促進します。

地域の資源の魅力向上

- ・港区の新しいにぎわい・観光エリアの形成が期待される環状第2号線を中心とした地域は、沿道の商業施設等の集積を促すとともに、地域主体のエリアマネジメント活動を中心にした地域の価値の向上、魅力づくりを促進します。

観光資源の活用とネットワーク化

- ・東京タワーと増上寺や旧芝離宮恩賜庭園などの集客力の高い観光スポットを有する浜松町・芝公園周辺は、観光スポットの雰囲気を感じられる街並みづくりや案内標識の充実などを進めるほか、主要駅など交通結節拠点を起点とし、周辺に点在する資源等とのネットワーク化による新たな観光ルートの発掘・魅力づくりに取り組みます。

多彩な文化に身近に親しめるまちづくり

- ・まちの歴史・文化をともにつくってきた戦前から長く事業を営む店舗等が多くあることから、地域に伝えられてきた伝統や文化をいかしたまちづくりを進めます。
- ・芝五丁目複合施設に自治体間連携の拠点機能を整備することで、地域情報の発信や自治体同士の交流拡大につなげます。さらに「(仮称) 港区立産業振興センター」との複合施設であることをいかし、民間企業同士の連携も目指します。

地区のまちづくりの方針図

まちづくりの骨格となる分野の方針図



【凡例】

方針1 土地利用・活用

- まとまった良好な住宅市街地
- 住宅と商業・業務等が共存する市街地
- 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

- 活発な商店街活動が行われているエリア

方針4 緑・水

- 生物多様性に資する供給地
- 水の拠点
- 緑の拠点

方針3 道路・交通

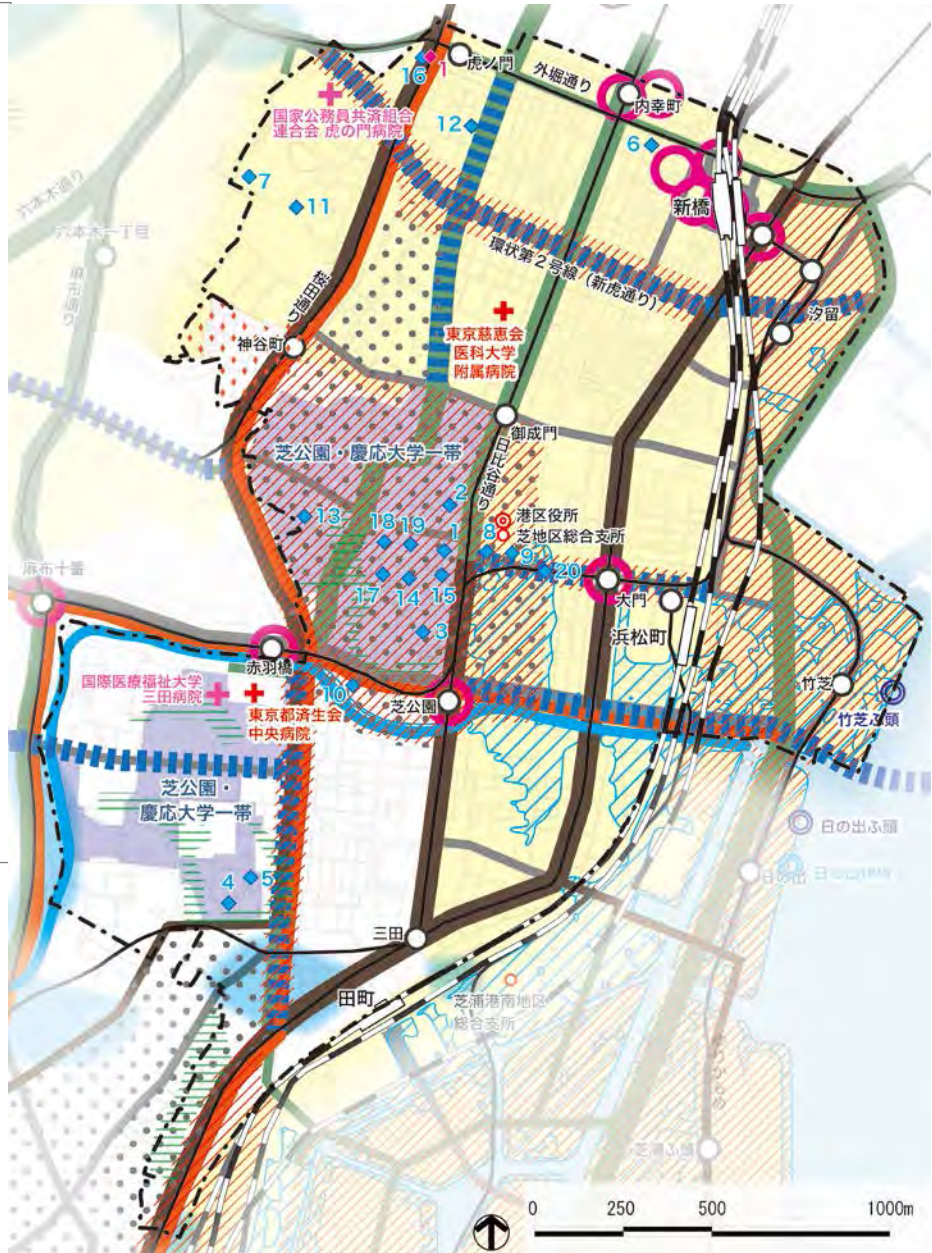
- 乗継利便性の向上を推進する交通結節拠点
- BRT
- 都市計画道路
- 都市計画道路(未完成)
(..... 早期に整備する部分)
- バリアフリー化など先導的に歩行環境の充実を図る地域
(バリアフリー重点整備地区)
- JR線 (移設前)
- 私鉄・地下鉄線

その他

- 都市計画を活用した市街地の更新
- まちづくり活動が進んでいる地域
- 自然に富んだ地域の環境の保全(風致地区)
- 教育文化施設を中心とした良好な環境の保全(文教地区)
- 主な公園・緑地等
- 区役所
- 総合支所
- 区界
- 各総合支所境界線

骨格となる分野と幅広く関わりのある分野の方針図

- ◆歴史的建造物
 - <都選定歴史的建造物>
 - 1 虎ノ門 金刀比羅宮
- ◆文化財建造物
 - <国指定重要文化財>
 - 1 増上寺三解脱門
 - 2 有章院（徳川家継）霊廟二天門
 - 3 旧台徳院霊廟惣門
 - 4 慶應義塾三田演説館
 - 5 慶應義塾図書館
 - <国登録有形文化財>
 - 6 堀商店
 - 7 大倉集古館陳列館
 - 8 廣度院表門および練塀
 - 9 常照院本堂内陣
 - 10 妙定院熊野堂・土土蔵
 - 11 菊池寛実記念智美術館別館
 - 12 虎ノ門大坂屋砂場店舗
 - 13 東京タワー
 - <都指定有形文化財>
 - 14 増上寺経蔵
 - <区指定有形文化財>
 - 15 増上寺旧方丈門
 - 16 金刀比羅宮銅鳥居
 - 17 増上寺景光殿（旧広書院）表門
 - <区登録有形文化財>
 - 18 鑄抜門
 - 19 水盤舎
（元甲府宰相綱重御霊屋水屋）
 - 20 芝大門



【凡例】

方針5 防災・復興

- 特定緊急輸送道路（高速道路以外）
- 一般緊急輸送道路
- 延焼遮断帯を形成する道路
- 広域避難場所
- 地区内残留地区
- 津波浸水防止を重視する地域
- 大雨浸水防止を重視する地域
- 浸水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等

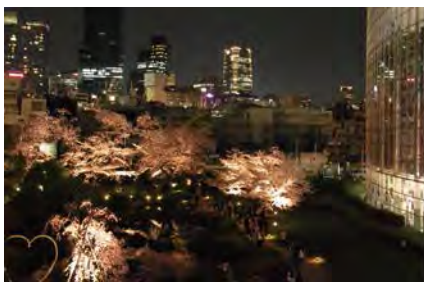
方針6 景観

- 都市計画道路
- 東京都災害拠点病院
- 東京都災害拠点連携病院
- 海上輸送基地
- 魅力的な景観形成に重点的に取り組む地区（景観形成特別地区）
- 斜面緑地をいかした景観形成
- 寺社の歴史的雰囲気と調和した景観形成
- 楽しく歩ける歩道と道道が一体となった景観形成
- 古川をいかした景観形成

その他

- 防災機能の向上を重点的に進める地域
- ◆ 歴史的建造物
- ◆ 文化財建造物
- 区役所
- 総合支所
- 区界
- 各総合支所境界線
- JR線（— 移設前）
- 私鉄・地下鉄線

(2) 麻布地区



都心部の緑の保全
(毛利庭園)



住宅街と共存する商店街
(麻布十番商店街)



安全・安心を確保するための活動
(客引き防止パレード)

地区の成り立ち

“麻布”という地名は、明暦の頃、現在の元麻布あたりに住んでいた当時の農民が、麻の布をつくっていたのがその由来とされています。江戸時代、麻布地区には多くの武家屋敷があり、武家屋敷の間に寺社や町屋が建ち並んでいました。幕末期に入ると、寺院に領事館等が多く置かれるようになりました。現在も外国公館が多いのにはこうした背景があると考えられ、麻布の国際化の一つの理由となっています。

明治時代になると、それまでの大名等の屋敷が旧華族や高級官僚の邸宅として住宅地化されるとともに、その周辺の通り沿いに町屋が建てられたほか、大規模な敷地が軍用地に転用されるなど、市街地の形成が進んできました。第二次世界大戦により、麻布地区は大きな被害に遭いますが、着実な復興を遂げ、交通網の発達等により利便性も高まり、特に六本木がにぎわいを見せるようになりました。さらに、1964年(昭和39年)開催の東京オリンピックに合わせた高速道路や道路整備により麻布は大きく変貌しました。その後、再開発事業や都営大江戸線などの開通、外資系を中心とした企業の集積が進み、最先端の情報を発信するまちとなっていきました。

大切にしたい資源(古川、有栖川宮記念公園)

古川の源流は新宿御苑の湧水で、四谷・原宿・渋谷を経て港区内に入ります。「史伝編纂所・日本之名勝」によると、古川は昔の芝区、麻布区の間を流れ、下流は赤羽橋以東金杉橋に至りて海に注ぎ、上流は麻布広尾町辺りから漸く川の形を成して小舟を通ずることが可能とあります。二の橋から天現寺あたりまでは、谷底のような地形のため出水にみまわれることが多く(明治41年の洪水)、また、その沿岸には町工場が軒を連ねていました。

有栖川宮記念公園付近は、江戸時代には奥州南部藩の下屋敷であったのが、明治になり有栖川宮家の用地となりました。その後、同宮家が絶えたため、昭和9年(1934年)に有栖川宮を記念して公園として一般公開されるようになりました。丘の斜面をうまく利用した林泉庭園で、樹木の種類も多く、溪流、池、梅林等大名庭園の面影もよく残っている公園です。



飯倉片町の街並み(昭和16年(1941年))



江戸時代に描かれた古川
(現在の天現寺あたりから明治通り
渋谷方面を見る構図)

出典: UKIYO-E 一名所と版元—
(港区立港郷土資料館)

坂道が多く起伏に富む

麻布地区は、台地と低地とが複雑に入り組んでいることから、起伏に富んだ坂の多い地区となっています。坂の多い地形の特長は水系にも表れており、地区内にはがま池などの池も見られます。

多くの大使館が立地

5地区の中で最も多い48の大使館が立地（平成28年10月1日時点）する麻布地区は、江戸時代に最初の米国公館（後の大使館）が置かれた地でもあります。

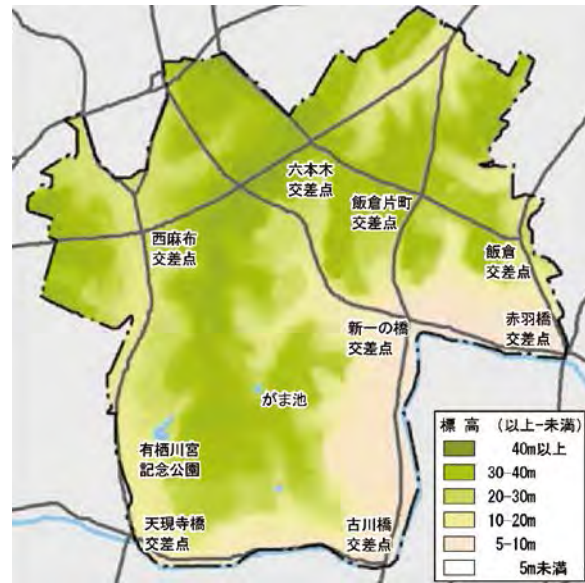


図 麻布地区の標高

（港区基本計画麻布地区版計画書／平成27年）

- 六本木地域を中心に大規模な開発事業が行われ、外資系企業などが多く集積する商業・業務施設の立地が進むとともに、東京を代表する観光スポットとして日々にぎわいを呈しています。
- 一方で、元麻布など良好な住宅地を中心とした低層建築物が多い地域、麻布十番や東麻布など古くから続く商店街などが共存しています。また、台地に谷が入り込んだ複雑な地形上にあるため、坂道が多く、変化のある街並みが形成されている点が特徴ですが、不整形な細街路も多いため交通利便性や防災性の向上などが求められています。
- 六本木地域を中心とする繁華街では、地域が主体的に防犯・環境美化活動に取り組んでいます。
- 有栖川宮記念公園を中心にまとまった緑が残されていますが、人口の増加に伴い、区民一人あたりの公園・緑地面積は他地区に比べて小さい状況です。近年では、開発事業等により新たな緑地の創出や緑化が進み、地域の新たな資源としても活用され始めています。
- 麻布地区には港区に所在する大使館の約6割が立地するだけでなく、外国人居住者も多いことから、国際色が豊かなまちとなっています。

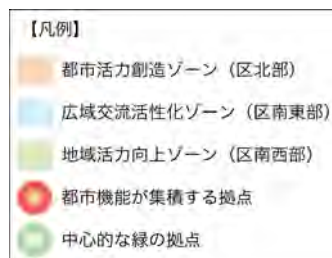
地区の目標

- ◆六本木地域などにぎわいのある商業・業務地の形成と繁華街周辺の防犯対策等による安全性の向上
- ◆落ち着いた住宅地と商業地が共存する市街地の特性をいかしたまちづくりや、元麻布・南麻布など住宅地の細街路の拡幅等による市街地の防災性向上
- ◆地域間の移動の利便性向上とバリアフリー化などによる、安全に安心して住み続けられる環境づくり
- ◆区民、企業等、地域で生活・活動する人々の連携により、地域特性に応じた景観形成、緑地保全・緑化の推進や、防犯・環境美化活動のさらなる展開
- ◆国際色豊かな雰囲気をいかしたまちづくりの推進

地区の将来都市構造

麻布地区の将来都市構造は、おおむね環状第3号線を境に地区北側の“都市活力創造ゾーン”、南側の“地域活力向上ゾーン”に分けられます。

都市機能が集積する拠点として六本木周辺が位置付けられているほか、有栖川宮記念公園が緑の拠点として位置付けられています。



地区のまちづくりの方針

方針1 土地利用・活用

地域特性に応じた土地利用の誘導

- ・六本木地域における国際色豊かな商業・業務・交流機能の集積と、麻布地域における安全・安心で快適な居住機能を共存させ、多くの人が集うまちづくりを推進します。
- ・六本木交差点周辺では、国際ビジネス拠点の形成に向け、都市の魅力やにぎわいを備えた、質の高い業務・商業・文化・交流を中心とした多様な機能の集積をさらに促進します。
- ・有栖川宮記念公園周辺などに広がる住宅地では、落ち着きのある街並みを保全し、居住環境と商業・業務・交流機能が調和した土地利用を誘導するとともに、駅周辺など交通利便性の高い場所では地域の生活拠点を形成します。

市街地整備の展開

- ・六本木・虎ノ門地区においては、生活環境の向上をさらに推進するとともに、環境への配慮やバリアフリー化、安全・安心など先進的な取組を推進します。

開発事業の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上

- ・六本木地域をはじめ、開発事業等を契機として周辺と一体となった地域の魅力・価値の向上のため、エリアマネジメント活動を推進します。
- ・開発事業等においては、地域のにぎわいを創出するイベントや防災訓練等が行えるオープンスペースを整備し、地域の魅力・価値を向上させます。

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

多様な世帯が住み続けられる居住機能の充実

- ・外国人も含めた多様な人々がともに住みやすい居住機能及び生活基盤を支える施設の整備・誘導を推進します。

人口増加やニーズに対応した魅力的な生活環境の形成

- ・開発事業等に際しては、周辺環境との調和を図るとともに、自転車シェアリングポートや喫煙所、地域のコミュニティ活動施設など、生活基盤を支える施設を誘導します。
- ・六本木地域や麻布十番地域等において、区民等の発意によるルールに基づく身近な商店街の活性化を推進します。

地域コミュニティの活性化と健康に過ごせる環境の整備

- ・地域主体で防犯・清掃・環境美化活動などに取り組むことで、町会などの地域活動の活性化や連携を促進します。また、企業等が多く立地する特性をいかし、企業ボランティアなど企業等のまちづくりへの参画を促進します。

日常の安全・安心を確保する環境づくり

- ・六本木地域等の繁華街においては、客引きや落書き等が多く犯罪が発生しやすい場所の改善や防犯カメラの設置、まちの美観の向上、防犯性を考慮した公園等の改修など、犯罪の防止に配慮した安全な商業空間の形成を進め、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、さらに安心して楽しめるまちを目指します。
- ・麻布十番駅周辺では、道路上を占用する商業看板対策、放置自転車対策を地域との協働により推進し、安全で快適な歩行空間を確保します。
- ・六本木三丁目児童遊園とその周辺では、環境美化・防犯活動のさらなる推進と安全・安心を確保するための環境改善を図ります。

方針3 道路・交通

公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性向上

- ・六本木駅など主要な駅とその周辺を含めた公共交通の利用時・乗継時の利便性向上を推進します。特に六本木駅周辺では、交通施設等の整備・充実などにより、交通結節拠点としての機能の向上を図ります。

道路ネットワークの整備と交通の円滑化

- ・補助第7号線及び第9号線の計画的な整備の推進と補助第4号線の早期整備に係る関係機関との調整を図ります。
- ・六本木交差点では、交差点部の改良などにより、地域の渋滞解消を図ります。
- ・自転車シェアリングポートの増設を図るとともに、自転車走行空間の整備を推進するなど、自転車の利用環境を向上させます。

快適に楽しく歩ける環境の整備

- ・六本木駅周辺や麻布十番駅周辺を中心とした連続的・面的なバリアフリー化を推進します。
- ・大使館周辺などの緑豊かな環境をいかすため、街路樹の充実や歩道の拡幅などを行い、快適な歩行空間を形成します。
- ・六本木・虎ノ門地区では、地域の特色である地形に配慮しながら、開発事業等の機会を捉えてバリアフリーネットワークの整備や円滑な自動車交通を実現する道路の再編整備など、安全で快適な自動車・歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ・生活道路における自動車のスピード抑制策を検討し、タクシーが関与する事故等の減少を図ります。

方針4 緑・水

都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成

- ・有栖川宮記念公園や元麻布三丁目一帯、六本木ヒルズなど緑の拠点を形成する場所においては、緑の保全を図ります。また周辺においては拠点の特性や役割に配慮した緑の創出を図ります。

- ・古川においては、水質の改善及び生きものの生息に配慮した護岸整備及び緑化の推進を図り、あわせて水の拠点である一の橋公園周辺においては、親水性を向上させ水に触れ合える環境を形成します。
- ・外苑東通りや補助第7号線などについては、道路及び沿道緑化による連続した緑のネットワークを形成します。
- ・台地の外縁にあたる斜面地については、軸上にある緑の拠点と合わせて連続性のある緑のネットワークを形成するため、斜面緑地を保全します。
- ・区民一人あたりの公園等面積の増加に向け、開発事業等の機会を捉え、質の高い緑豊かなオープンスペースを確保するとともに、屋上緑化・壁面緑化などを促進し、緑の再生や創出を図ります。
- ・古川沿いでは、開発事業等の機会を捉えて、親水性の向上を図ります。

生物多様性に資する自然回復の場づくり

- ・生物多様性に資する供給地である有栖川宮記念公園については、生きものの生息・生育環境に配慮した多様な緑と水辺の創出、維持管理における配慮を推進します。
- ・湧水地を保全するとともに、水源となる集水域を中心に、雨水浸透施設の設置を推進し、沖積台地上での雨水の浸透を促進します。

緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出

- ・西麻布地域においては、歩いて行ける身近な公園が不足していることから、公園等と同等の機能を有するオープンスペース等を確保します。
- ・来街者や区民が多様な目的をもって楽しめる国際色豊かで個性ある公園づくりを進めます。
- ・斜面緑地に残る歴史ある緑、坂道の特色ある景観、遊水地など、ゆかりある緑と水の資源に日常的に触れ合える散策ルートを中心に、花壇づくり、緑のカーテンの設置、壁面緑化など、多様な緑化、街路樹の育成などを進め、緑と調和した落ち着きある街並みが感じられる散歩道をつくります。

方針5 防災・復興

市街地の安全性・防災性の向上と施設の適切な維持管理

- ・補助第7号線の早期整備や細街路の拡幅整備等により、広域避難場所である有栖川宮記念公園へのアクセス性の向上を図ります。
- ・麻布地域など細街路の多い地域では、拡幅整備等により、市街地の安全性向上を図ります。
- ・六本木通りや麻布通りなどの緊急輸送道路の機能確保のため、沿道の建築物の耐震化を促進します。
- ・元麻布等における大雨によるがけ崩れの発生を防止するため、がけや擁壁の安全性向上を図ります。

災害時の都市機能の早期回復マネジメント

- ・特に昼間人口や観光客が多い六本木駅周辺においては、地域と事業者が一体となった帰宅困難者対策など、エリア防災の取組を推進します。

速やかでしなやかな回復力をもったコミュニティづくり

- ・地区内事業者、地域防災協議会等と連携して、共助体制の強化を推進するほか、大使館との連携による防災訓練等を実施し、地区における防災ネットワークの拡充を図ります。

都市型水害、津波等に強い市街地の形成

- ・古川の護岸整備の促進、橋りょうの耐震化を推進します。
- ・外苑西通りや古川沿いなど浸水の恐れがある地域では、地下空間への浸水対策を推進します。

方針6 景観

地形の特徴や地域資源等をいかした景観の形成

- ・大使館が醸し出す風格ある街並み、地域に親しまれる古川の水辺空間、台地外縁部の斜面に残る緑地等、地区の特性に応じた景観形成を図ります。
- ・六本木・虎ノ門地区の高台の尾根を通る道路沿道では、大使館や博物館等の文化施設が立ち並ぶ良好な都市景観の保全・形成を図ります。
- ・国際文化会館など歴史的な近代建築物がある鳥居坂周辺では、趣きのある景観を継承します。

まちの個性を感じる魅力ある街並みの形成

- ・外苑東通りなどにおいては、ゆとりある快適な歩行空間の整備のほか、道路の緑化・修景などを進め、楽しく歩ける道路と沿道が一体となったまちづくりを推進します。
- ・六本木交差点周辺は、まちの中心としての魅力を高めるため、美観づくりと良好な道路景観づくりを推進します。
- ・繁華街等の屋外広告物に使用される光源については、過度に点滅するものや必要以上に明るいものは避けるなど、特に周辺の住宅地景観への配慮を促します。
- ・有栖川宮記念公園周辺は、豊かな緑や由緒ある坂道をいかした上品で落ち着いた街並みを育みます。

方針7 低炭素化

先進技術の導入とエネルギーの効率的・面的な利用の促進

- ・六本木交差点周辺や六本木・虎ノ門地区等における開発事業等の機会を捉え、自立分散型エネルギーシステムの導入やICT（情報通信技術）を活用したCEMS（地域エネルギー管理システム）の構築による、地域全体のエネルギー効率と安全性の向上を図ります。
- ・個々の建築物においては、先進技術の導入やエネルギー使用の効率化等、環境性能の向上を図ります。

地球温暖化対策の推進

- ・開発事業等の機会を捉え、質の高い緑豊かなオープンスペースの創出を図ります。
- ・屋上緑化・壁面緑化などの敷地内緑化や、民有地内のオープンスペースの緑化を促進し、二酸化炭素の吸収源となる緑を創出します。

環境に配慮した交通環境の形成

- ・快適な歩行環境の形成、公共交通の利便性向上により、環境負荷の少ない多様な移動手段への利用転換を図ります。

方針8 国際化・観光・文化

国際都市にふさわしい環境整備

- ・六本木交差点周辺や六本木・虎ノ門地区等において、今後進められる開発事業等を契機とした国際色豊かなまちの雰囲気をかきた国際的な水準の業務・商業・交流・宿泊・居住等の都市機能の集積による、質の高いビジネス・居住環境の整備を図ります。
- ・六本木地域においては、観光案内機能等の観光インフラの整備を促進します。

地域の資源の魅力向上

- ・麻布十番商店街では、国際的な雰囲気と下町的な雰囲気が楽しめる観光スポットとして魅力づくりを進めます。

観光資源の活用とネットワーク化

- ・大使館との連携による観光ルートの創出などにより、国際的な雰囲気を楽しめる魅力づくりを進めます。
- ・六本木交差点を中心とした歩行者ネットワークの形成やオープンスペースの整備により、美術館や大型商業施設、公園などを結び、回遊性のある魅力的な地域を形成します。

多彩な文化に身近に親しめるまちづくり

- ・六本木地域では、美術館などの文化芸術施設と道路・公園、オープンスペース等のまちの空間の一体的な活用・連携による、身近に文化に触れられるにぎわい空間づくりを推進します。

地区のまちづくりの方針図

まちづくりの骨格となる分野の方針図



【凡例】

方針1 土地利用・活用

- まとまった良好な住宅市街地
- 住宅と商業・業務等が共存する市街地
- 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

- 活発な商店街活動が行われているエリア

方針4 緑・水

- 生物多様性に資する供給地
- 緑の拠点

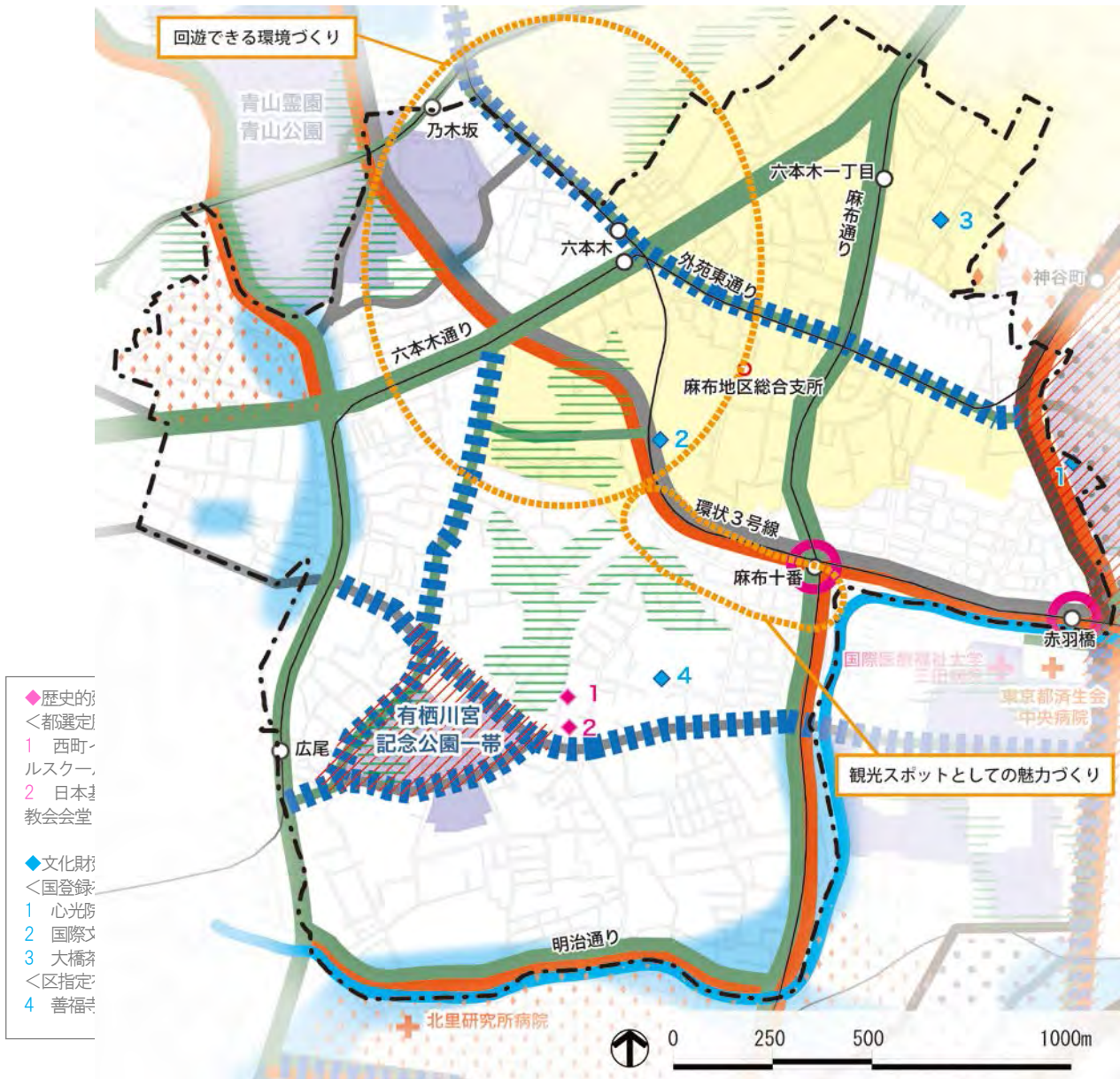
方針3 道路・交通

- 乗継利便性の向上を推進する交通結節拠点
- 都市計画道路
- 都市計画道路 (未完成)
(早期に整備する部分)
- バリアフリー化など先導的に歩行環境の充実を図る地域 (バリアフリー重点整備地区)
- 各総合支所境界線
- JR線 (移設前)
- 私鉄・地下鉄線

その他

- 都市計画を活用した市街地の更新
- まちづくり活動が進んでいる地域
- 自然に富んだ地域の環境の保全 (風致地区)
- 教育文化施設を中心とした良好な環境の保全 (文教地区)
- 主な公園・緑地等
- 区役所
- 総合支所
- 区界

骨格となる分野と幅広く関わりのある分野の方針図



【凡例】

方針5 防災・復興

- 特定緊急輸送道路（高速道路以外）
- 一般緊急輸送道路
- 延焼遮断帯を形成する道路
- 広域避難場所
- 地区内残留地区
- 津波浸水防止を重視する地域
- 大雨浸水防止を重視する地域
- 浸水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等
- 都市計画道路

- +
 - +
- 東京都災害拠点病院
東京都災害拠点連携病院

方針6 景観

- 魅力的な景観形成に重点的に取り組む地区（景観形成特別地区）
- 斜面緑地をいかした景観形成
- 寺社の歴史的雰囲気と調和した景観形成
- 楽しく歩ける歩道と沿道が一体となった景観形成
- 古川をいかした景観形成

その他

- 防災機能の向上を重点的に進める地域
- ◆ 歴史的建造物
- ◆ 文化財建造物
- 区役所
- 総合支所
- 区界
- 各総合支所境界線
- JR線（ — 移設前）
- 私鉄・地下鉄線

(3) 赤坂地区



歴史・文化資源の継承
(赤坂氷川祭)



ファッション・アート・グルメなどが
集積された街 (青山通り)



風格のある街並み
(明治神宮外苑の銀杏並木)

地区の成り立ち

赤坂地区は、江戸時代、武家屋敷町としての整備が始まり、大名や旗本の屋敷とそれを取り巻くように町人地が形成されてきました。現在の青山通りは、丹沢の大山にある神社へ通じる大山街道と呼ばれ、大山詣の旅人や物資を運搬する交通路でした。

江戸幕府が滅びた後、現在の赤坂御用地は皇室に献上され、明治末期には迎賓館（旧赤坂離宮）が建設されました。一方、江戸屋敷跡地は、青山霊園、師範学校、女子学習院、華族や新政府の高官たちの屋敷、近衛師団などの陸軍施設となりました。江戸城の外堀であった溜池も明治中頃に埋め立てられ、赤坂周辺は、商店や料亭などが建ち並び華やかな界隈となるとともに、生活に便利なことから多くの人が住んでいました。

しかし、第二次世界大戦時の山手大空襲により、赤坂地区は大きな被害を受けました。戦後は、旧華族や軍の土地における業務ビルやホテルなどの建設、東京オリンピック 1964 開催に向けた青山通りや明治公園オリンピック競技施設などの整備が進められ、街並みは大きな変化を遂げてきました。



昭和 16 年（1941 年）の青山霊園入口

大切にしたい資源（旧赤坂離宮、氷川神社界わい、青山霊園）

旧赤坂離宮は、かつて紀州徳川家の江戸中屋敷があった広大な敷地の一部に、明治 42 年（1909 年）に東宮御所（後に赤坂離宮となる）として建設されたもので、当時の日本の一流建築家や美術工芸家が総力を挙げて建設した、日本における唯一のネオ・バロック様式の西洋風宮殿建築です。

氷川神社の社殿は、八代将軍吉宗が享保 15 年（1730 年）に建立しました。吉宗は、この氷川神社を産土神として深く崇敬し、その祭礼は山王と神田祭りに次ぐ盛んなものでした。社殿は木造銅板葺きで、本殿は一間社流造り、拝殿は三間四面で、全部が朱漆塗り、組物や彫刻を施さず、きわめて質素に造られています。

また、氷川神社界わいは、大岡越前の守屋敷跡地に建つ赤坂豊川稲荷神社、幕末に活躍した勝海舟ゆかりの地など、歴史を彩った多くの事柄がこの界わいを舞台として繰り広げられ、それらをしのぶことができる場所が現在も多数点在しています。

青山霊園は、美濃郡上藩青山家の下屋敷の跡を、明治 5 年（1872 年）神式による墓地とし、まもなく神仏ともに葬ることになり、東京府、市と管理が受け継がれ、昭和 10 年（1935 年）から正式に青山霊園と呼ばれるようになりました。23 区内では面積・利用者とも最大の霊園です。



江戸時代に描かれた赤坂溜池
出典：UKIYO-E—名所と版元—
(港区立港郷土資料館)

緑被率が高く緑が豊か

赤坂地区は、緑被率及び樹木被覆率が5地区の中で最も高く、都会の真ん中で豊富な自然を感じることもできる地区です。赤坂御用地、青山霊園、明治神宮外苑等の大規模な緑地が位置するほか、近年の開発事業等における緑豊かなオープンスペースの整備も、地区内の緑が増加する要因となっています。

	緑被率	樹木被覆率
芝地区	16.95%	14.84%
麻布地区	19.69%	16.79%
赤坂地区	32.08%	27.21%
高輪地区	27.67%	25.09%
芝浦港南地区	14.93%	10.74%

表 緑被率と樹木被覆率

(港区みどりの実態調査(第8次) /平成24年)

社会動向に影響を受けたまちづくりの進展

赤坂地区は、明治時代末には内堀通りから渋谷までが路面電車で結ばれるなど、東京の山の手地区として発展してきました。しかし、昭和20年5月の山手大空襲により、赤坂地区は焼け野原となりました。戦後、とりわけ東京オリンピックに向けて青山通りの道路拡幅が進み、オフィス街としてだけでなく、外国の文化も取り入れたファッション街として発展してきています。

- 外堀通り、青山通り沿いの外資系企業や最先端の文化や情報を発信する店舗・事務所等が多く集積する商業・業務地と、落ち着いた環境の低層の住宅と商業が共存するエリアに大別されます。
- 赤坂氷川神社や外濠など江戸時代をしのぶことができる場所に加え、明治以降に華やかさを見せた料亭街の名残りや迎賓館など、歴史を感じられる資源が今も多く残されています。
- 赤坂地域では老朽建築物の建替えに伴い、人口が増加しています。一方、青山地域では高齢者人口の割合の増加が進むなど、地区内において地域により傾向が異なり、今後もこの傾向は続くと思われています。
- 赤坂御用地や青山霊園等のまとまった緑や公園・寺社等の緑地があることから、緑が豊富な地域であり、5地区の中で最も緑被率が高くなっています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアム(新国立競技場)への港区側の玄関口となるほか、多様な海外のファッションブランド等の店舗の立地や開発事業等により、新しいまちづくりが展開されています。
- 老朽マンションなど建築時期の古い建築物が多く、避難所周辺において細街路が多いなど、防災上の課題を抱えています。
- 歩きやすい歩行空間の整備、地域コミュニティの活性化、落ち着いた住宅地におけるにぎわい施設と住宅の共存が期待されています。

地区の目標

- ◆赤坂地域における歴史・文化をいかした景観形成とにぎわいの創出
- ◆青山通りや明治神宮外苑銀杏並木沿いを中心とした気品とにぎわいある街並みづくり
- ◆東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、メインスタジアム（新国立競技場）への玄関口としての誰もが移動しやすい環境づくり
- ◆大規模スポーツ施設やデザイン関連施設の集積などをいかした文化交流など、地域のにぎわいの創出
- ◆並木などの豊かな緑の保全、区民や事業者が主体となった緑に関わる活動の活性化
- ◆赤坂地域における老朽マンションの建替え促進、青山地域における細街路の拡幅整備などによる地域の防災性の向上
- ◆地域住民が安心して住み続けられる地域コミュニティの形成、生活環境の向上

地区の将来都市構造

赤坂地区の将来都市構造は、おおむね環状第3号線を境に、地区東側の“都市活力創造ゾーン”（赤坂御用地を除く）、西側の“地域活力向上ゾーン”に分けられます。

都市機能が集積する拠点として青山周辺が位置付けられているほか、明治神宮外苑、赤坂御用地、青山霊園・青山公園が緑の拠点として位置付けられています。



【凡例】

- 都市活力創造ゾーン（区北部）
- 広域交流活性化ゾーン（区南東部）
- 地域活力向上ゾーン（区南西部）
- 都市機能が集積する拠点
- 中心的な緑の拠点

地区のまちづくりの方針

方針1 土地利用・活用

地域特性に応じた土地利用の誘導

- ・赤坂見附駅周辺や外堀通り、青山通りなどの主要な幹線道路沿道では、都市の魅力やにぎわいを備えた商業・文化・交流等の多様な集客機能及び業務機能の集積をさらに促進します。
- ・青山霊園周辺や街区内部に広がる住宅地では、落ち着いた街並みを保全し、居住環境と商業・業務機能が調和した土地利用を誘導するとともに、駅周辺など交通利便性の高い場所では地域の生活拠点を形成します。

市街地整備の展開

- ・青山通り沿道においては、最先端の文化や情報を発信する洗練された店舗と風格のある並木道などを中心とした、気品とにぎわいのある魅力的なまちづくりを推進します。また、北青山三丁目における「都市再生ステップアッププロジェクト」を契機に、地域住民や来街者が憩える開放的なオープンスペースを整備するとともに、青山通り沿道と一体となった多様な都市機能の導入を誘導します。

開発事業の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上

- ・開発事業等においては、地域のにぎわいを創出するイベント等が開催できるオープンスペースなど来街者や地域住民が日常的に利用・活用できる空間や良好な歩行空間を整備します。

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

多様な世帯が住み続けられる居住機能の充実

- ・青山地域における居住機能の整備と合わせた緑豊かな広場の確保など、良質な生活環境の整備を推進します。
- ・赤坂地域における老朽マンションの建替えなど、集合住宅の適切な維持管理や耐震化を推進します。

人口増加やニーズに対応した魅力的な生活環境の形成

- ・開発事業等に際しては、周辺環境との調和を図るとともに、日常の生活を支えるスーパーや地域のコミュニティ活動施設など、生活基盤を支える施設を誘導します。
- ・日常の生活を支え地域コミュニティの核となる商店街を、地域の個性として活性化します。

地域コミュニティの活性化と健康に過ごせる環境の整備

- ・地域主体で防犯・清掃・環境美化活動などに取り組むことで、町会などの地域活動の活性化や連携を促進します。また、大企業が多く立地する特性をいかし、企業等のまちづくりへの参画を促進します。
- ・明治神宮外苑のスポーツ施設等を核として、日常生活において手軽にウォーキングやジョギング、スポーツ等が楽しめるなど、健康的に生活できる環境を整備します。

- ・地域住民が安心して住み続けられる地域コミュニティの形成を図るため、住民同士の交流の場となる公園・オープンスペース等の整備・誘導を進めます。
- ・増加する高齢者が自宅に引きこもりがちにならないよう、地域で活動を始めるきっかけづくりやまちに出て楽しめる環境を整備します。

日常の安全・安心を確保する環境づくり

- ・赤坂地域等の繁華街においては、幅広い世代の人が安心して歩ける環境を形成するため、客引きや落書き等が多く犯罪が発生しやすい場所の改善や防犯カメラの設置、まちの美観の向上など、犯罪の防止に配慮した安全な商業空間の形成を進め、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、さらに安心して楽しめるまちを目指します。
- ・青山地域等における放置自転車対策を地域との協働により推進し、安全で快適な歩行空間を確保します。

方針3 道路・交通

公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性向上

- ・表参道駅や青山一丁目駅、赤坂駅、溜池山王駅等主要な駅とその周辺を含め、地下鉄やバスの利用時・乗継時の利便性の向上を図ります。

道路ネットワークの整備と交通の円滑化

- ・補助第 23 号線の計画的な整備の推進と、補助第 4 号線の早期整備に係る関係機関との調整を図ります。
- ・青山通りなどにおいて、自転車等駐車場の整備の場所の確保や、開発等にあわせて駐車場、自転車等駐車場の設置を義務付ける施策の検討などにより、違法駐車・駐輪対策を進めます。
- ・自転車利用者と歩行者が互いに快適に楽しく過ごせるまちを目指し、自転車の利用マナー向上のためのイベントの開催や自転車シェアリングポートの拡充、自転車走行空間の整備など、自転車の利用環境を向上させます。
- ・青山通りの駅周辺での自転車等駐車場の確保においては、開発事業等に合わせて自動車駐車場及び自転車等駐車場の設置を義務付ける施策の検討などにより、利用者の利便性の向上を図り、違法駐車・駐輪対策を推進します。

快適に楽しく歩ける環境の整備

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、青山通りや赤坂駅周辺を中心とした連続的・面的なバリアフリー化を推進します。
- ・青山通り、明治神宮外苑、青山霊園をはじめ、地域の特徴となる風格ある並木道を充実させるため、豊かな緑量を感じられる街路樹を育成し、オープンカフェなど沿道と一体となって人が集う魅力ある環境整備を進めます。
- ・歩道の拡幅や並木道の整備などにより、回遊性の向上を図ります。また、高樹町通りでは、都市計画道路事業に合わせた電線類の地中化を推進します。

- ・赤坂地域の見通しの悪い入り組んだ道路など複雑な地形を有する場所においては、開発事業等に合わせ、快適な歩行者ネットワークの形成や街区内での円滑な交通機能の向上を促進します。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、安全で快適な歩行空間と自転車走行空間の整備を推進します。

方針4 緑・水

都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成

- ・青山公園や明治神宮外苑、赤坂御用地など緑の拠点を形成する場所においては、地域の歴史や文化と一体となった風格があり、豊かな環境が連続している緑の保全を図ります。
- ・青山通りや表参道などの道路、明治神宮外苑の銀杏並木や青山霊園の桜並木など、にぎわいや風格を感じられる特徴的な並木道については、地域の重要な資源として、街路樹や植栽等の保全を図ります。
- ・道路及び沿道緑化を進め、緑の拠点である檜町公園や高橋是清翁記念公園、乃木公園、氷川神社、氷川公園などの点在する緑地空間の連続化を図ります。
- ・都市計画青山公園については、計画的な整備促進に向けた関係機関との調整を進め、早期の供用開始を目指します。
- ・地域が主体となり、区道と街路樹とが一体となった赤坂・虎ノ門緑道の大規模な緑道空間の整備を進めます。

生物多様性に資する自然回復の場づくり

- ・生物多様性に資する供給地である青山霊園・青山公園、明治神宮外苑、赤坂御用地については、生きものの生息・生育環境に配慮した多様な緑と水辺の創出、維持管理における配慮を推進します。
- ・湧水地を保全するとともに、水源となる集水域を中心に、雨水浸透施設の設置を推進し、沖積台地上での雨水の浸透を促進します。

緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出

- ・表参道駅や溜池山王駅周辺など、歩いて行ける公園を整備する地域においては、公園等と同等の機能を有するオープンスペース等を確保します。
- ・赤坂地域では、檜町公園や赤坂五丁目周辺の緑の拠点をはじめ、自然・文化・歴史をいかした公園づくりを進めるほか、商業・業務地でのニーズにも対応する機能の充実を図ります。
- ・散歩道やウォーキングコースに指定されているルートの沿道を中心に、開発事業等に合わせた緑化や道路沿いへの植樹及び花壇づくり、緑のカーテンの設置、壁面緑化など、多様な緑化を進め、緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進します。
- ・みどりの活動員制度やアドプト・プログラムなどを活用し、区民協働による緑の保全と創出を推進します。
- ・都市の骨格を形成する斜面地を含む敷地で開発事業等が行われる際には、斜面緑地の原地形を残した緑豊かなオープンスペースが確保されるよう誘導します。

方針5 防災・復興

市街地の安全性・防災性の向上と施設の適切な維持管理

- ・老朽マンションの耐震化・建替えを促進します。
- ・細街路の拡幅整備等により、外苑西通りから広域避難場所である青山霊園・青山公園へのアクセス性の向上を図ります。
- ・青山地域など細街路の多い地域では、拡幅整備等により、市街地の安全性向上を図ります。
- ・三分坂付近における大雨によるがけ崩れの発生を防止するため、がけや擁壁の安全性向上を図ります。

災害時の都市機能の早期回復マネジメント

- ・特に昼間人口が多い赤坂駅や赤坂見附駅、溜池山王駅周辺においては、地域と事業者が一体となった帰宅困難者対策など、エリア防災の取組を推進します。

速やかでしなやかな回復力をもったコミュニティづくり

- ・高齢化が進む地域の防災組織においては、若い世代や地域の企業も担い手となるような仕組みづくりを推進します。

都市型水害、津波等に強い市街地の形成

- ・外堀通り沿道など浸水のおそれがある地域では、地下鉄駅や地下街等での大雨時の浸水対策を推進します。

方針6 景観

地形の特徴や地域資源等をいかした景観の形成

- ・迎賓館や氷川神社など、歴史・文化資源周辺の趣きある景観を保全し、それらを核とした景観形成を推進します。

まちの個性を感じる魅力ある街並みの形成

- ・聖徳記念絵画館や迎賓館、国会議事堂など、首都東京を象徴するランドマークの周辺等においては、ランドマークに配慮した景観形成を進めます。
- ・表参道、明治神宮外苑銀杏並木といった首都・東京を代表する特徴ある通りでは、それぞれの通りの雰囲気をかきながら、道路整備や周囲の建築物、屋外広告物のデザイン等を一体的に誘導し、魅力ある沿道及び交差点の空間を演出します。
- ・青山通り周辺、明治神宮外苑銀杏並木周辺、外濠周辺などにおいて、風格ある街並みや水と緑のつながり等、質の高い景観を形成するとともに、全国的にも有名な都市型観光地・商業地としての魅力やブランドイメージを向上させます。

方針7 低炭素化

先進技術の導入とエネルギーの効率的・面的な利用の促進

- ・開発事業等の機会を捉え、自立分散型エネルギーシステムの導入やICT（情報通信技術）を活用したCEMS（地域エネルギー管理システム）の構築による、地域全体のエネルギー効率と安全性の向上を図ります。
- ・個々の建築物においては、先進技術の導入やエネルギー使用の効率化等、環境性能の向上を図ります。

地球温暖化対策の推進

- ・屋上緑化・壁面緑化などの敷地内緑化や、民有地内のオープンスペースの緑化を促進し、二酸化炭素の吸収源となる緑を創出します。

環境に配慮した交通環境の形成

- ・快適な歩行環境の形成、公共交通の利便性向上により、環境負荷の少ない多様な移動手段への利用転換を図ります。

方針8 国際化・観光・文化

国際都市にふさわしい環境整備

- ・赤坂地域においては、観光案内機能等の観光インフラの整備を促進します。
- ・青山地域においては、ファッション、アート、グルメなど多様で洗練されたにぎわい・文化・交流施設の集積をいかした特徴あるまちづくりを促進します。

地域の資源の魅力向上

- ・赤坂地域では、地域に残された史跡等の保全や、江戸時代以降の歴史や風格を感じられる街並みの維持・保全などにより、観光地としての魅力・価値の向上を図ります。
- ・青山地域では、国立競技場の建替えを契機とした周辺環境整備と、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしてのさらなる展開を図ります。

観光資源の活用とネットワーク化

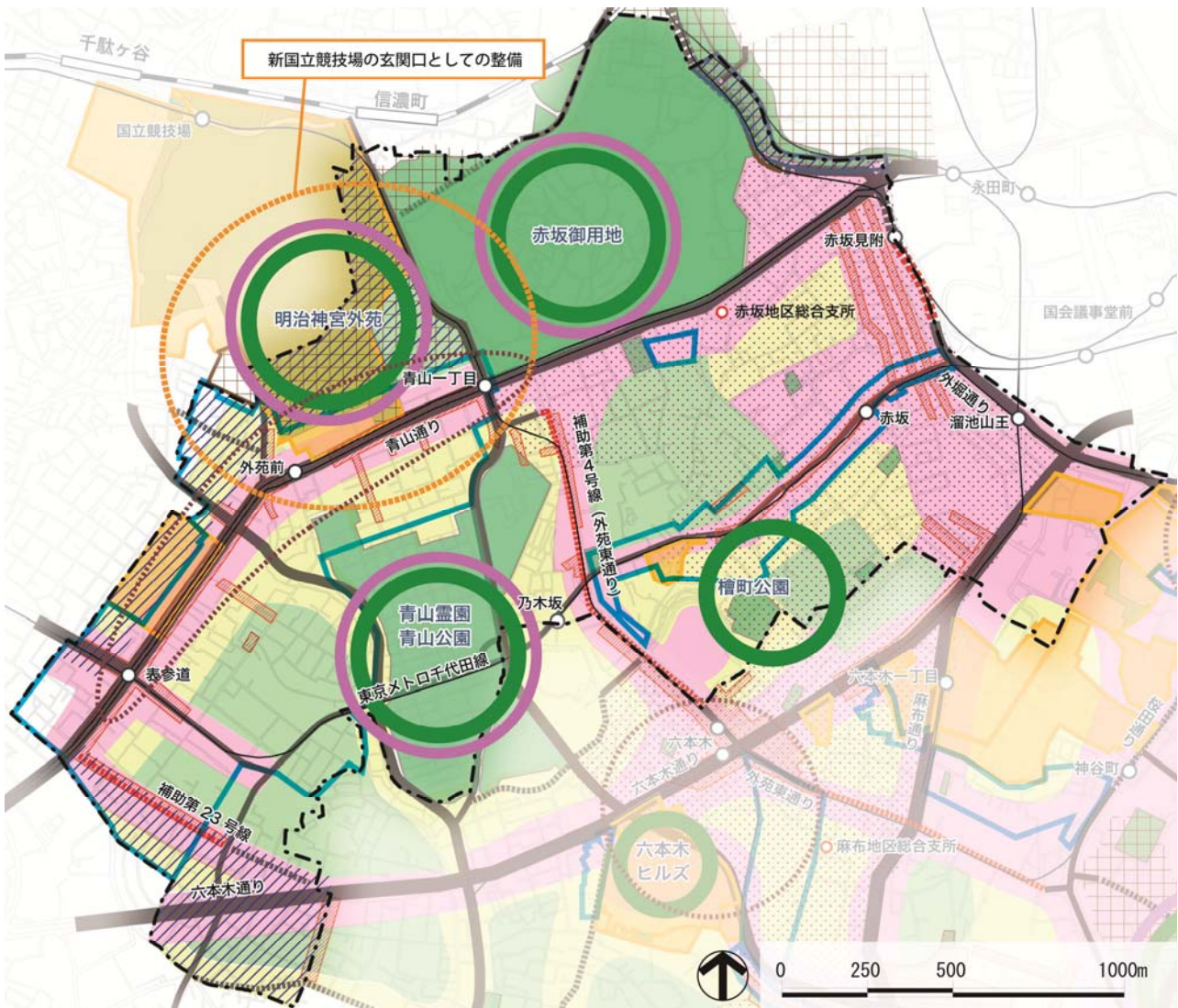
- ・赤坂見附駅周辺、外堀通りや青山通り、明治神宮外苑銀杏並木沿いを中心とした、商業・文化等の集客施設及び業務機能の集積をさらに促進します。
- ・赤坂地域では、東京ミッドタウンや赤坂サカス等の既に都市型観光資源となっている拠点との回遊性を高め、買い物客に加えて国内外からの観光客も来街する魅力あるまちを形成します。
- ・青山地域では、アート関連施設やハイセンスなファッションブランドなどの個性的・先進的な店舗、IT関連企業等が数多く立地する先進的な雰囲気をつくり、新たな観光資源の発掘と地区のブランド力の強化を図ります。

多彩な文化に身近に親しめるまちづくり

- ・赤坂地域における歴史・文化資源や自然をいかした回遊性の高いまちづくりを推進します。
- ・青山地域では、多様で充実した文化・交流の機会を創出するため、来街者も参加できる様々なイベントの開催や郡上市との交流活動を推進します。また、表参道駅周辺ではデザイン関連施設の集積などをいかし、文化・交流施設の整備を推進するほか、明治神宮外苑周辺では業務・商業機能等と調和したスポーツ拠点の形成を図ります。

地区のまちづくりの方針図

まちづくりの骨格となる分野の方針図



【凡例】

方針1 土地利用・活用

- まとまった良好な住宅市街地
- 住宅と商業・業務等が共存する市街地
- 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

- 活発な商店街活動が行われているエリア

方針4 緑・水

- 生物多様性に資する供給地
- 緑の拠点

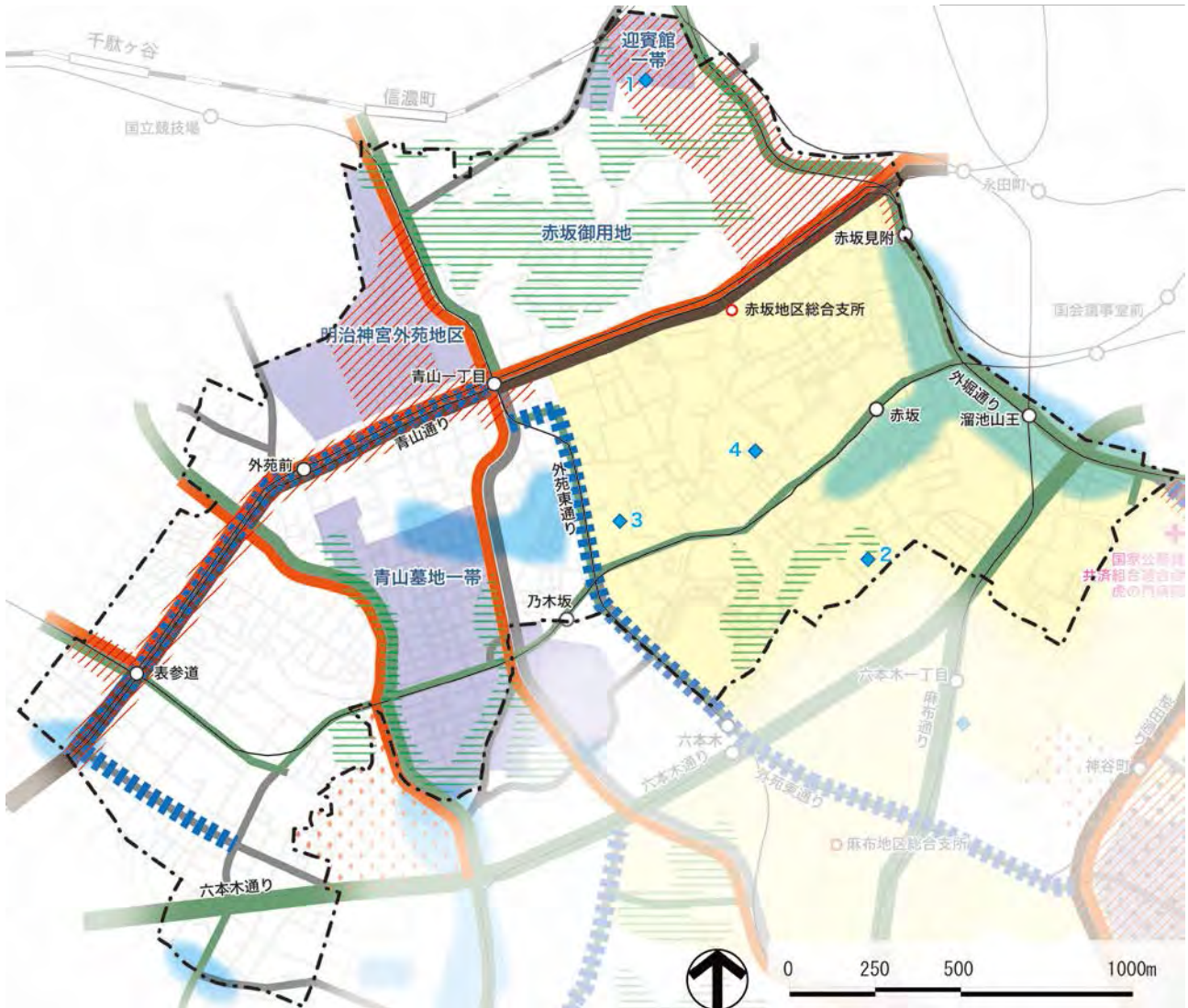
方針3 道路・交通

- 乗継利便性の向上を推進する交通結節拠点
- 都市計画道路
- 都市計画道路（未完成）
（ 早期に整備する部分）
- バリアフリー化など先導的に歩行環境の充実を図る地域（バリアフリー重点整備地区）
- 各総合支所境界線
- JR線（ 移設前）
- 私鉄・地下鉄線

その他

- 都市計画を活用した市街地の更新
- まちづくり活動が進んでいる地域
- 自然に富んだ地域の環境の保全（風致地区）
- 教育文化施設を中心とした良好な環境の保全（文教地区）
- 主な公園・緑地等
- 区役所
- 総合支所
- 区界

骨格となる分野と幅広く関わりのある分野の方針図



【凡例】

方針5 防災・復興

- 特定緊急輸送道路（高速道路以外）
- 一般緊急輸送道路
- 延焼遮断帯を形成する道路
- 広域避難場所
- 地区内残留地区
- 津波浸水防止を重視する地域
- 大雨浸水防止を重視する地域
- 浸水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等
- 都市計画道路

- + 東京都災害拠点連携病院

方針6 景観

- 魅力的な景観形成に重点的に取り組む地区（景観形成特別地区）
- 斜面緑地をいかした景観形成
- 寺社の歴史的雰囲気と調和した景観形成
- 楽しく歩ける歩道と道道が一体となった景観形成
- 古川をいかした景観形成

その他

- 防災機能の向上を重点的に進める地域
- ◆ 文化財建造物
- 区役所
- 総合支所
- 区界
- 各総合支所境界線
- JR線（— 移設前）
- 私鉄・地下鉄線

(4) 高輪地区



地域の歴史的資源
(泉岳寺の雪景色)



緑と商業施設・住宅が調和する街
(プラチナ通り)



緑の豊かな都市環境
(自然教育園)

地区の成り立ち

高輪地区は、かつて、江戸の南の玄関口として「高輪大木戸」が設けられ、周辺の街道沿いには茶屋などが建ち並び、月見の名所としてもにぎわっていました。寛永12年(1635年)頃には多くの寺院が高輪地区に移り、寺町が形成されました。また、かつて高輪地区は海に接しており、海上の艦船との連絡が容易であることから、安政5年(1858年)の開国以後、日本と条約を結んだ諸外国の公使館や宿泊施設が、高輪地区一帯の寺院に集中して置かれました。

時代の流れとともにまちの姿も変化してきた高輪地区ですが、現在も寺や神社をはじめとした歴史的な建物や庭園等、豊かな緑を多く残している地区となっています。こうした歴史的・文化的な資産と豊かな緑は、今なお、高輪地区に住む人々、働く人々の生活に潤いを与え続けています。



高輪大木戸跡 (大正15年(1926年))

大切にしたい資源

(旧国立保健医療科学院周辺、泉岳寺・東禅寺界隈)

旧国立保健医療科学院は、東京大学安田講堂等を設計した内田祥三氏による設計の建物で、昭和13年(1938年)に竣工したゴシック様式の細かなデザインが施された重厚な建物です。

旧国立保健医療科学院の周辺地域は、東京大学医科学研究所、北里大学研究所、明治学院大学等の大学や、国立科学博物館付属自然教育園、東京都庭園美術館、大久保彦左衛門の下屋敷と言われる日本庭園が美しい芳園等、緑の豊かな都市空間を形成しています。

泉岳寺は赤穂義士のお墓があることで有名ですが、創建時より七堂伽藍を完備し、諸国の僧侶二百名近くが参学する叢林として名を馳せていました。泉岳寺の近くには、幕末に日本初のイギリス公使館が置かれていた東禅寺(平成22年(2010年)境内が国の史跡に指定)の他、由緒ある多くの寺が立地しています。



江戸時代に描かれた泉岳寺
出典：UKIYO-E —名所と版元—
(港区立港郷土資料館)

居住世帯数が5地区中最多

高輪地区は、港区内でも居住世帯数の最も多い地区であり、地域コミュニティ施設も多く立地しています。また、自然教育園等緑も多く、研究・教育関連施設等も立地するなど、都心において居住に快適で便利なエリアとなっています。

活発な地元主体のまちづくり

港区のまちづくり条例に基づくまちづくり組織（9団体）のうち、最も多い4団体が高輪地区にあり、地元主体のまちづくりが進められています。（平成28年10月現在）

	世帯数
芝地区	22,790世帯
麻布地区	30,050世帯
赤坂地区	18,418世帯
高輪地区	31,085世帯
芝浦港南地区	25,580世帯

表 港区の世帯数

（住民基本台帳に基づく／平成28年8月1日時点）

	条例に基づくまちづくり組織
芝地区	芝一丁目まちづくり協議会
麻布地区	六本木三丁目東地区まちづくり協議会
	麻布十番商店街地区交通環境改善まちづくり協議会
赤坂地区	港区青山通り協議会
	赤坂通りまちづくりの会
高輪地区	白金一丁目北地区再開発研究会
	白金高輪駅前東地区まちづくり協議会
	白金高輪駅前地区まちづくり協議会
	泉岳寺と参道周辺まちづくり協議会
芝浦港南地区	—

- 昼夜間人口比率が低く、住宅地としての特性が強い地区であり、白金や高輪一、二丁目などでは古くから続く商店などが共存しています。また、崖線の斜面緑地やまとまった緑が豊富であるとともに、高輪・白金台地域には歴史的建造物が多くあり、落ち着いた良好な景観を形成しています。
- 白金地域は高齢者人口が多い地域となっています。地域の実情に応じた移動利便性の向上や、今後予定される開発事業等を契機とした生活環境のさらなる向上等が期待されています。
- 白金地域や白金台地域は、木造建築物や細街路が多いことから、災害発生時に緊急車両の動線の確保や延焼、建築物倒壊などによる被害が懸念されています。
- 品川駅及びJR新駅や泉岳寺駅周辺が特定都市再生緊急整備地域に指定され、東京の更なる国際競争力の強化に向けて都市再生の推進が求められているほか、ホテルや会議施設などにおいて数々の国際会議が開催されるなど、国際的に開かれたまちづくりが進んでいます。
- 地域発意によるまちづくりに関する協議会が多く発足しており、地域主体のまちづくりの機運が高い地区です。戸建て住宅が多く、5地区の中で最も人口が多いという特性をいかして、コミュニティ活動が盛んに行われています。

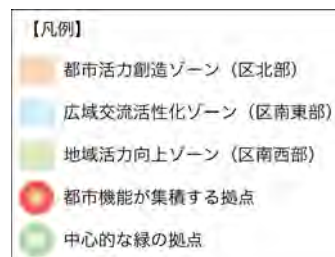
地区の目標

- ◆斜面緑地等の特色ある緑地をいかし、緑が多く落ち着いたある住宅地の環境の維持・保全
- ◆公共交通網の充実や交通バリアフリーの推進など、多様な手段の活用による地域交通の利便性の向上
- ◆木造建築物や細街路が多い地域の防災性向上、急傾斜地の安全性向上
- ◆広域的な交通結節拠点となる品川駅及び JR 新駅周辺における、東京の南の玄関口としてふさわしい基盤整備と多様な都市機能の集積の誘導による、世界に開かれた国際的なまちづくりの推進
- ◆環状第4号線の整備、道路沿道と周辺地域が一体となったまちづくり
- ◆活発なコミュニティ活動をいかした地域主体のまちづくりの推進

地区の将来都市構造

高輪地区の将来都市構造は、おおむね補助第14号線を境に地区東側の“広域交流活性化ゾーン”、西側の“地域活力向上ゾーン”に分けられます。

都市機能が集積する拠点として品川周辺が位置付けられているほか、自然教育園が緑の拠点として位置付けられています。



地区のまちづくりの方針

方針1 土地利用・活用

地域特性に応じた土地利用の誘導

- ・ 緑が多く落ち着いたある住宅地の環境を維持・保全します。
- ・ 白金地域北部などでは、ものづくり産業と居住環境とが調和した土地利用の誘導を図ります。
- ・ 国道15号線沿道では、大規模な街区再編及び市街地整備を契機とし、業務・商業・文化・交流・宿泊・居住等の多様な都市機能の集積を図ります。

市街地整備の展開

- ・ 品川駅及びJR新駅周辺においては、大規模な土地利用転換を計画的に誘導し、成長する世界の企業と世界に挑戦する日本の企業が集積する、日本と世界とをつなぐビジネスセンターや多様な人材の集まる国際交流拠点の形成を図ります。
- ・ 環状第4号線の整備に当たっては、道路沿道と周辺が調和した土地利用の誘導を図り、良好な生活環境を形成します。

開発事業の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上

- ・ 品川駅及びJR新駅周辺をはじめ、開発事業等を契機として周辺と一体となった地域の魅力・価値の向上のため、エリアマネジメント活動を推進します。
- ・ 駅周辺など交通利便性の高い地域において開発事業等が行われる際には、地域の生活拠点を形成するよう誘導し、地域のにぎわいを創出するイベントや防災訓練等が行えるオープンスペースを整備するなど、地域の魅力・価値を向上させます。

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

多様な世帯が住み続けられる居住機能の充実

- ・ 高齢化が進む地域に対応した生活環境の整備を推進します。

人口増加やニーズに対応した魅力的な生活環境の形成

- ・ 開発事業等には、周辺環境との調和を図るとともに、地域の交流促進や健康促進、自転車シェアリングポートなど、生活基盤を支える施設を誘導します。
- ・ 白金商店街や白金北里通り商店街など、活発な活動を続ける商店街の維持・発展を図り、高齢化にも対応した、身近な生活圏で日常の買い物ができる店舗の立地を促進します。
- ・ 夜の静けさの中、小規模で個性的な飲食店等が点在する、白金地域の落ち着いた環境を維持します。

地域コミュニティの活性化と健康に過ごせる環境の整備

- ・ 地域主体で身近な道路や公園の清掃、違法駐車・駐輪防止の啓発、防犯パトロール、打ち水活動などに取り組むことで、町会などの地域活動の活性化や連携を促進します。また、近隣の企業等のまちづくりへの参画を促進します。

- ・地域住民が安心して住み続けられる地域コミュニティの形成を図るため、住民同士の交流の場となる公園・オープンスペース等の整備・誘導を進めます。
- ・品川駅及び JR 新駅周辺の大規模な土地利用転換に伴い、国内外からの旅行者や新しい区民の増加が見込まれることから、既存の地域コミュニティとの共存・融合と防災・防犯のさらなる強化に取り組みます。
- ・まちの機能の更新時に歩行空間を拡充し、地形、歴史・文化資源、緑などを楽しみながら健康的に歩くことができる環境を整備します。

日常の安全・安心を確保する環境づくり

- ・高輪地域の住宅地については、暗く見通しの悪い場所が多いため、街路灯・防犯灯の増設や周囲からの見通しの確保など、住宅地の安全性の向上を図ります。

方針3 道路・交通

公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性向上

- ・広域交通の拠点となる品川駅と都心への交通機能を担う JR 新駅、東京東部や羽田空港への交通機能を担う泉岳寺駅が相乗効果を発揮する交通結節拠点の形成に向けて、周辺の基盤整備と、それに合わせた道路交通の円滑化を図ります。
- ・白金高輪駅及び泉岳寺駅とその周辺を含めた公共交通の利用時・乗継時の利便性の向上を図ります。
- ・道路整備や公共交通網の充実による交通バリアフリーの推進など多様な手段の活用により、地域交通の利便性のさらなる向上を図ります。
- ・京急線の地平化及び輸送力向上を図り、品川駅の複雑な乗換動線の解消や移動距離の短縮など、乗継利便性の向上と歩行者ネットワークの強化を図ります。
- ・品川駅西口は、交流・宿泊機能（MICE）が集積し、国内外から多くの人々が訪れる地区であることから、国道 15 号線の整備と併せてシンボル性のある駅前広場空間を整備します。

道路ネットワークの整備と交通の円滑化

- ・補助第 14 号線の計画的な整備の推進と、環状第 4 号線、補助第 11 号線の早期整備に係る関係機関との調整を図ります。
- ・広幅員の幹線道路では、今後の人口の増加を見据えた歩行空間の充実や自転車走行空間のネットワーク化を図るとともに、道路によってまちが分断されないようなまちづくりを進めます。
- ・自転車シェアリングポートの増設を図るとともに、自転車走行空間の整備を推進するなど、自転車の利用環境を向上させます。
- ・駅周辺を中心とした違法駐輪対策の推進や、JR 新駅周辺の開発等、新たな需要に合わせた自転車等駐車場の整備を推進します。

快適に楽しく歩ける環境の整備

- ・品川駅及び JR 新駅周辺や泉岳寺駅、白金高輪駅周辺を中心とした、連続的・面的なバリアフリー化を推進します。

- ・既存の生活道路においては、歩行者と自転車、自動車それぞれが安心して通行できる環境を整備します。

方針4 緑・水

都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成

- ・都市計画三田台公園については、計画的な整備を推進し、早期の供用開始を目指します。
- ・自然教育園や寺社、学校などの大規模な緑地や斜面緑地等の歴史のゆかりのある緑の保全を図るとともに、道路や地形をいかしたネットワークの形成を図ります。
- ・旧高松宮邸を中心とした周辺の緑、高輪プリンスホテル周辺などの民有地内の緑もいかながら、公共空間の緑化を推進し緑の軸の形成を図ります。
- ・開発事業等の機会を捉え、質の高い緑の保全・創出による緑のネットワークの形成を図ります。
- ・古川沿いでは開発の機会等を捉えて、親水性の向上を図ります。

生物多様性に資する自然回復の場づくり

- ・湧水地を保全するとともに、水源となる集水域を中心に、雨水浸透施設の設置を推進し、洪積台地上での雨水の浸透を促進します。
- ・野鳥や昆虫が好む樹木の植栽管理や地域の協働のもとでのビオトープづくり等を進め、生きものの生息・生育に適した環境づくりを進めます。

緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出

- ・白金二丁目周辺など、歩いて行ける公園を整備する地域においては、公園等と同等の機能を有するオープンスペース等を確保します。
- ・森の中で自然と触れ合える公園、古川に親しめる公園、健康づくりや運動に取り組める公園、子どもたちが安心して遊べる公園など、地域の特性に合った特色ある多様な公園づくりを進めます。
- ・区民が地域の緑をより身近に、大切に育てていけるような仕組みづくりを検討します。
- ・都市の骨格を形成する斜面地を含む敷地で開発事業等が行われる際には、斜面緑地の原地形を残した緑豊かなオープンスペースが確保されるよう誘導します。

方針5 防災・復興

市街地の安全性・防災性の向上と施設の適切な維持管理

- ・補助第11号線の整備とあわせて、沿道建築物の不燃化を促進します。
- ・白金地域の北部など細街路の多い地域では、拡幅整備等により、市街地の安全性向上を図ります。
- ・地震発生時の建築物倒壊による人的被害や道路閉塞を防止するため、耐震化を促進します。
- ・古川沿い一帯や国道15号線周辺など液状化の可能性が高い地域では、液状化リスクの周知を徹底するとともに、設計段階において詳細な地盤調査を行い、適切な液状化対策を講じます。
- ・大雨によるがけ崩れの発生を防止するため、白金台地の急傾斜地におけるがけや擁壁の安全性向上を図ります。

災害時の都市機能の早期回復マネジメント

- ・白金高輪駅や品川駅及び JR 新駅、泉岳寺駅周辺においては、地域と事業者が一体となった帰宅困難者対策など、エリア防災の取組を推進します。

都市型水害、津波等に強い市街地の形成

- ・古川沿いや谷地などの低地部を中心とした浸水の恐れがある地域では、地下空間への浸水対策を推進します。
- ・古川の地下調整池の適切な管理や老朽化護岸改修、橋りょうの耐震化を計画的に推進するとともに、雨水浸透施設などの整備を推進し、治水機能の向上を図ります。
- ・水防意識の向上のため、地域の防災訓練等でのハザードマップの配布など、積極的な周知を図ります。

方針6 景観

地形の特徴や地域資源等をいかした景観の形成

- ・泉岳寺等の歴史・文化資源を核とした景観の保全・形成と、良好な住環境の維持・保全を図ります。
- ・古くからの価値ある建造物や、地区の特徴である坂道の景観をいかし、地域の歴史、記憶が継承される街並みの形成を目指します。
- ・古川や斜面緑地など、地形の特徴や資源をいかした景観の保全・創出を図ります。

まちの個性を感じる魅力ある街並みの形成

- ・品川駅及び JR 新駅周辺は、東京の南の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な景観形成を図るとともに、周辺市街地との調和に配慮し、地域ごとに歴史や活気とにぎわいなど個性ある街並みを育成します。
- ・プラチナ通りにおいては、四季の彩りのある街路樹と洗練された商業施設や住宅とが調和した上質な街並みを育成します。

方針7 低炭素化

先進技術の導入とエネルギーの効率的・面的な利用の促進

- ・品川駅及び JR 新駅周辺における開発事業等の機会を捉え、自立分散型エネルギーシステムの導入や ICT（情報通信技術）を活用した CEMS（地域エネルギー管理システム）の構築など、地域全体のエネルギー効率と安全性の向上を図ります。
- ・個々の建築物においては、先進技術の導入やエネルギー使用の効率化等、環境性能の向上を図ります。
- ・エネルギーの面的利用と合わせ一層の省エネルギー化を図るため、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入を促進します。
- ・品川駅北周辺地区においては、最先端技術の導入を積極的に推進し、温室効果ガスの排出量がゼロ以下となる低炭素都市のモデルを目指します。

地球温暖化対策の推進

- ・屋上緑化・壁面緑化などの敷地内緑化や、民有地内のオープンスペースの緑化を促進し、二酸化炭素の吸収源となる緑を創出します。
- ・開発事業等の機会を捉え、質の高い緑豊かなオープンスペースの創出を図ります。
- ・東京湾の海風を都市に取り込む風の道を確保するため、建築物の高さ制限やオープンスペースの確保、緑化などを誘導します。

環境に配慮した交通環境の形成

- ・大規模なまちづくりが行われる品川駅及び JR 新駅周辺においては、地域特性や交通需要の調査を行い、駐車施設の集約化の区域を検討し自動車交通の円滑化を図ります。

方針8 国際化・観光・文化

国際都市にふさわしい環境整備

- ・広域的な交通結節拠点として、品川駅及び JR 新駅周辺における質の高い業務・商業・交流・宿泊・観光・居住等の都市機能の集積による、国際ビジネス・居住環境の整備を推進します。

地域の資源の魅力向上

- ・寺社など歴史・文化資源等の観光資源としての魅力の向上を図るため、周辺の道路・公園や街並みにおいては、歴史・文化的雰囲気を受け継ぐ環境整備に配慮します。
- ・旧国立保健医療科学院のリノベーションにより新郷土資料館を整備し、港区の多彩な自然、歴史、文化の情報の発信と次世代への継承を行います。

観光資源の活用とネットワーク化

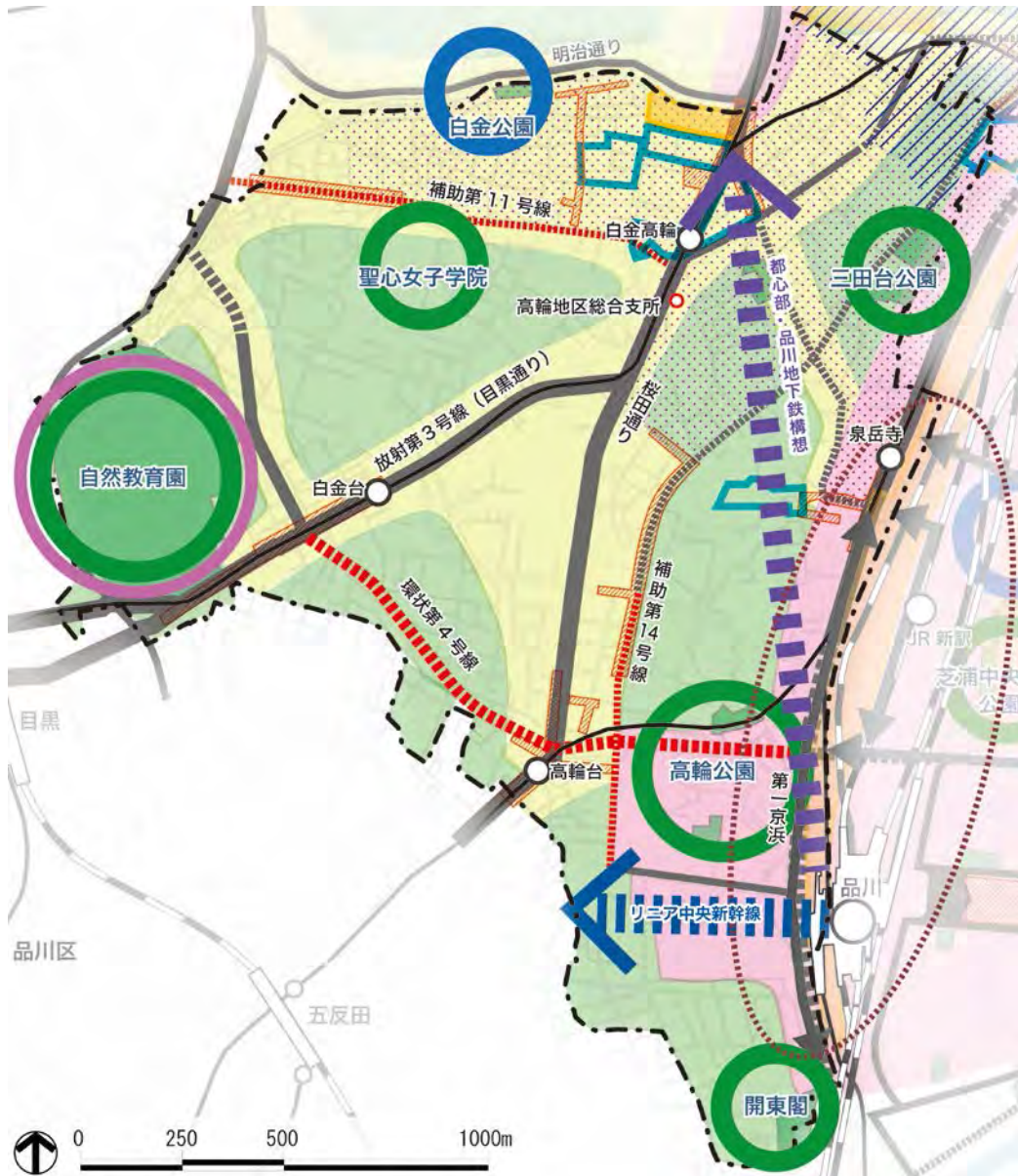
- ・品川駅及び JR 新駅周辺においては、広域交通アクセスに優れた特性をいかし、東京の南の玄関口として、日本の文化体験や国内観光の魅力等を日本全国・世界へ発信する機能の導入を推進します。

多彩な文化に身近に親しめるまちづくり

- ・地域で代々受け継がれ、地区の至るところで開催される祭りや、文学の舞台にも頻繁に登場する旧町名、江戸時代に流域の村々の用水として使用された三田用水路の遺構等、豊富な歴史・文化資源を大切にしまちづくりを推進します。
- ・地区内の大学との連携を更に推進するなど、文化的資源をいかしたまちづくりを推進します。

地区のまちづくりの方針図

まちづくりの骨格となる分野の方針図



【凡例】

方針1 土地利用・活用

- まとまった良好な住宅市街地
- 住宅と商業・業務等が共存する市街地
- 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

- 活発な商店街活動が行われているエリア

方針4 緑・水

- 生物多様性に資する供給地
- 緑の拠点
- 水の拠点

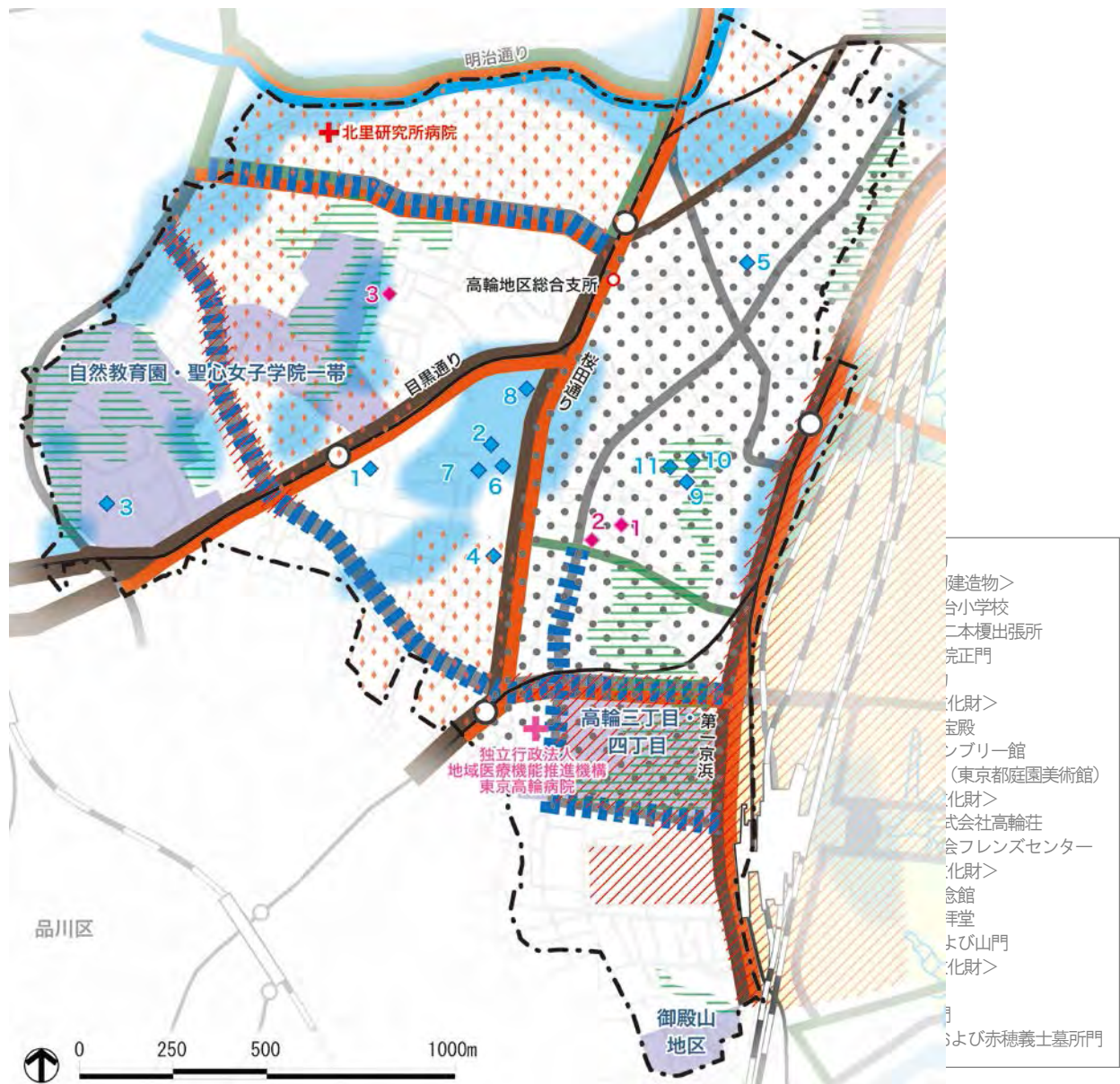
方針3 道路・交通

- 乗継利便性の向上を推進する交通結節地点
- 都市計画道路
- 都市計画道路 (未完成) (早期に整備する部分)
- 水辺の散歩道の連続化
- 新駅周辺の主な基盤整備
- バリアフリー化など先導的に歩行環境の充実を図る地域 (バリアフリー重点整備地区)
- 整備について検討すべき路線

その他

- 都市計画を活用した市街地の更新
- まちづくり活動が進んでいる地域
- 教育文化施設を中心とした良好な環境の保全 (文教地区)
- 主な公園・緑地等
- 区役所
- 総合支所
- 区界
- 各総合支所境界線
- JR線 (移設前)
- 私鉄・地下鉄線

骨格となる分野と幅広く関わりのある分野の方針図



【凡例】

方針5 防災・復興

- 特定緊急輸送道路（高速道路以外）
- 一般緊急輸送道路
- 延焼遮断帯を形成する道路
- 広域避難場所
- 地区内残留地区
- 大雨浸水防止を重視する地域
- 都市計画道路
- 東京都災害拠点病院
- 東京都災害拠点連携病院

方針6 景観

- 魅力的な景観形成に重点的に取り組む地区（景観形成特別地区）
- 斜面緑地をいかした景観形成
- 寺社の歴史的雰囲気と調和した景観形成
- 楽しく歩ける歩道と沿道が一体となった景観形成
- 古川をいかした景観形成
- JR線（ 移設前）
- 私鉄・地下鉄線

その他

- 防災機能の向上を重点的に進める地域
- 歴史的建造物
- 文化財建造物
- 区役所
- 総合支所
- 区界
- 各総合支所境界線

(5) 芝浦港南地区



地区特有の資源
(芝浦運河の夕暮れ)



開放的な海辺の景観
(レインボーブリッジ)



水辺のにぎわいと集合住宅
(芝浦アイランド)

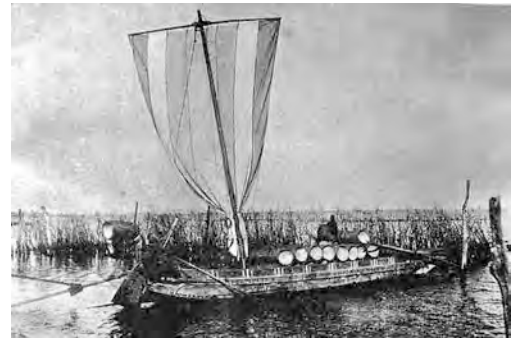
地区の成り立ち

芝浦は、太田道灌の時代には、芝の村の海岸という意味で「芝の浦」と呼ばれていました。

江戸時代、芝浦は干潟であり、まだその土地すらありませんでした。『御府内備考』には「海上の番船であるとか城米引舟の役などを引き受け、海岸よりの網干場、漁村として下賜されていた」という記事が見られます。

明治5年(1872年)に新橋～横浜間に鉄道が開通すると、芝近辺は発着地も近く風光明媚な土地の将来が注目されました。旅館や魚問屋から転業した活魚料理の料亭・茶店が軒を連ね、海水浴場、花火や潮干狩りなどの行楽地、花街としてにぎわっていきました。

明治後半からは東京港湾の埋め立て拡張が進み、芝浦の景色も急変しました。その後、関東大震災の東京復興の資材運送などでにぎわい、さらに生産業の移転や新興産業も増え、活況を呈しました。近年は、倉庫跡地等に高層住宅が立地するなど、運河沿いの新たなまちとして活気が増してきました。



明治中期の芝浦海岸

大切にしたい資源(芝浦地域の運河)

芝浦地域は、明治から昭和初期にかけての「隅田川口改良計画」によって、当時の東京市芝区の臨海部を埋め立てて成立しました。地域の大部分は標高10m未満の低地で、起伏の少ない平らな地形であり、多くの運河が縦横に走っています。

近年、運河沿いは、運河空間の特徴をいかした親水性のある構造とし、運河沿いの古い埋立護岸の前に新たな護岸を整備し、水辺空間を創出しています。また、人々が水に親しむ憩いの場として利用できるよう護岸の高さをできる限り低くしたり、護岸の一部を階段式に切り下げることで、震災時に小型船の船着場として活用できるようにしたりということも行われています。さらに、護岸背後の管理区間を利用し、遊歩道や植栽など周辺環境に配慮した整備とともに、護岸背後の道路と一体性をもった緑地整備が進められています。

こうした整備とともに、芝浦地域の運河群は、明治からの近代化によって建設された歴史的な遺産として保全し、次世代に伝えていくことも求められています。



江戸時代に描かれた芝浦の風景
出典：UKIYO-E 一名所と版元—
(港区立港郷土資料館)

急激な人口増加が進む

芝浦港南地区は、近年の開発事業等により多くの高層マンションが建設され、急激に居住人口が増えています。平成 18 年に 26,072 人だった地区の人口は、10 年間でおよそ 2 倍の 52,319 人に増加しています。



図 港区の人口

(住民基本台帳に基づく/各年1月1日時点)

広幅員の道路と整形な街区

芝浦港南地区は、大半が埋立によりできたことから、地区の大部分が標高 10m 未満の低地で、起伏の少ない平らな地形となっています。地区内を運河等が縦横に走り、運河によって地域も整形に隔てられ、それらを多数の橋りょうが結んでいます。地区内には広幅員の道路が多く、整然と空間にゆとりのある街並みが形成されています。

- 工業機能から住宅・商業機能への土地利用転換の進行などから、芝浦港南地区の人口は子育て世帯を中心に平成 18 年に比べ約 2 倍に急増しています。人口の急増に対応するため、開発事業等における生活基盤を支える施設の整備と地域コミュニティの活性化等により、安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進が求められています。
- 大規模な開発が予定されている品川駅及び JR 新駅周辺は、開発に伴い新たな国際交流拠点の形成が見込まれるとともに、リニア中央新幹線の開業、JR 新駅設置、駅前広場等の道路基盤の整備などによる広域交通結節機能の強化が期待されます。
- 広幅員の道路が整備され街区が整形化された地域が多く、交通環境は比較的良好です。また、電線類地中化の取組が区内で最も進んでいます。今後は、JR 線東西方向や芝浦港南地域から山手線内及び台場地域に向けたアクセス性の向上が求められています。
- 芝浦港南地区は建築物の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても大規模な延焼火災の恐れがなく広域的な避難を要しない「地区内残留地区」に全域が指定されています。一方で、津波による浸水や液状化、災害時における台場地域への交通アクセス確保や屋外滞留者への対応などが求められています。
- 運河や海など水辺に囲まれた立地特性を地区の重要な資源としてより一層活用し、地区の魅力・価値の向上につなげることが求められています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け競技会場となる台場地域などの水質改善や観光客の増加に向けた受け入れ環境の充実、観光地としての魅力向上が求められています。

地区の目標

- ◆急激な人口増加に対応する、安全・安心で暮らしやすい生活環境の整備
- ◆広域的な交通結節拠点となる品川駅周辺における、多様な都市機能の集積と景観・環境に配慮した建築物・基盤整備の誘導、駅前及び周辺の交通の円滑化による利便性の向上
- ◆JR 線東西方向や芝浦港南地域から山手線内や台場地域など、地域内・地域間交通の利便性の向上
- ◆津波による浸水や液状化、災害時における公共交通機関の運休・遮断による台場地域への交通アクセス確保と帰宅困難者対策の推進
- ◆運河や海などの水質改善や生物多様性への配慮、水辺のにぎわい創出など、活気ある魅力的な居住環境の形成と観光地としての魅力の向上

地区の将来都市構造

芝浦港南地区の将来都市構造は、全域が“広域交流活性化ゾーン”となっています。

都市機能が集積する拠点として、田町・芝浦周辺、品川周辺が位置付けられているほか、台場公園・お台場海浜公園が緑の拠点として位置付けられています。



地区のまちづくりの方針

方針1 土地利用・活用

地域特性に応じた土地利用の誘導

- ・高層住宅を中心とした商業・業務など多様な機能が共存する市街地では、住宅を中心として店舗やオフィスなどの多様な用途の調和を図るとともに、人口増加に対応した公共公益施設及び生活基盤を支える施設等を整備・誘導します。
- ・港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地では、既存施設のリノベーションなどさまざまな手法により、港湾機能と新しい商業・文化・交流機能の共存を推進します。

市街地整備の展開

- ・品川駅及びJR新駅周辺においては、大規模な土地利用転換を計画的に誘導し、成長する世界の企業と世界に挑戦する日本の企業が集積する、日本と世界とをつなぐビジネスセンターや多様な人材の集まる国際交流拠点の形成を図ります。
- ・運河や海など水辺の魅力を向上させていくため、周辺の開発事業等に合わせたオープンスペースや水辺の散歩道など連続したにぎわい空間の確保、水辺に対して開放性のあるデザインなど、水辺に開かれた魅力あるまちづくりを進めます。

開発事業の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上

- ・品川駅及びJR新駅周辺をはじめ、開発事業等を契機として周辺と一体となった地域の魅力・価値の向上のため、エリアマネジメント活動を推進します。

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

人口増加やニーズに対応した魅力的な生活環境の形成

- ・急激な人口増加に対応するため、地域コミュニティの形成を促進するとともに、子育て支援・教育関連施設等などの公共公益施設を整備・充実を図ります。
- ・開発事業等に際しては、周辺環境との調和を図るとともに、子育て支援・教育関連施設など、生活基盤を支える施設を誘導します。
- ・子育て支援施設等については、大規模な開発事業等における区との事前協議制度や国家戦略特区制度による規制緩和を活用し、積極的に誘導します。

地域コミュニティの活性化と健康に過ごせる環境の整備

- ・地域の住民・事業所・学校など、多様な主体と連携・協働した環境美化活動を推進します。また、企業等や在勤者・学生のまちづくりへの参画を促進します。
- ・運河沿いの遊歩道の連続化を促進するとともに、まちの機能の更新時に歩行空間を拡充し、日常生活において手軽にウォーキングやジョギングが楽しめるなど、健康的に生活できる環境を整備します。
- ・子どもたちが自由に遊び、高齢者もくつろぐことができる広場やオープンスペースの確保を促進するとともに、子育て世帯が外出しやすい環境整備を推進します。

方針3 道路・交通

公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性向上

- ・広域的な交通結節拠点となる品川駅周辺では、JR新駅整備と合わせ、周辺の基盤整備と、それに合わせた道路交通の円滑化を図ります。
- ・新たに整備される品川駅北口については、広域交通を担う交通結節機能を配置し、駅前広場の整備を促進します。JR新駅周辺については、地域交通を担う駅前広場を整備します。
- ・田町駅とその周辺を含めた公共交通の利用時・乗継時の利便性の向上を図ります。
- ・舟運を活性化し、身近な観光・交通手段として定着させていくため、防災船着場を小型船の乗降場所として試験的に開放するなどし、駅とのアクセスが便利な船着場を増やしていきます。
- ・台場地域の日常生活を支える交通手段として、地域特性に応じた地域交通を引き続き確保します。

道路ネットワークの整備と交通の円滑化

- ・JR線東西方向や芝浦港南地域から山手線内へのアクセスの向上を図るため、環状第4号線や第二東西連絡道路、JR新駅東側連絡通路の整備を推進します。
- ・自転車シェアリングポートの増設を図るとともに、自転車走行空間の整備を推進するなど、自転車の利用環境を向上させます。

快適に楽しく歩ける環境の整備

- ・田町駅周辺を中心とした連続的・面的なバリアフリー化を推進します。
- ・耐震護岸の整備・改修に合わせて運河沿いの遊歩道の連続化を進め、歩行者ネットワークの構築を図ります。
- ・品川駅及びJR新駅を起点として、周辺のまちの回遊性を向上させるため、快適に楽しく歩ける歩行空間の整備を推進します。

方針4 緑・水

都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成

- ・人口増加に対応し、緑被率を向上させるため、多様な公園・オープンスペースの整備や道路と民有地が一体となった緑陰空間の創出を推進します。
- ・高浜公園や芝浦南ふ頭公園においては、水をいかした憩いの場としての整備・活用を推進します。また、水の流れのない内陸側の運河においては、周辺の開発事業等の機会を捉え、水質改善を促進します。
- ・開発事業等により植栽された樹木は年月を追うごとに大きく成長し、地域の憩いの場としての役割を高めています。こうした環境を維持し続けるためにも保護樹木制度などの活用を検討していきます。

生物多様性に資する自然回復の場づくり

- ・生物多様性に資する供給地である台場や鳥の島の周辺では、多様な生物が生息・生育する緑、水辺を保全します。

緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、東京都や国、地域の大学をはじめとした関係団体と連携し、「泳げる海お台場」を目指して環境整備を推進します。
- ・水辺に沿った緑と水のネットワークを形成し、水辺に親しめる空間を充実させていくため、運河沿いの遊歩道の連続化、アプローチの向上を進めます。合わせて、船着き場やにぎわい創出のためのイベントやカフェ等、水辺空間の多様な活用を推進します。
- ・緑の豊かさが感じられる街並みを形成していくため、街路樹の育成、壁面緑化・緑のカーテンなど、目に映る緑を増やします。
- ・海辺と運河のあるウォーターフロントの立地をいかした、親水性のある水辺空間や自然との触れ合いの場を創出します。
- ・公園等での協働による活動の質を高めるため、アドプト・プログラムの仕組みの充実を図ります。
- ・芝浦中央公園や港南緑水公園、芝浦公園においては、広場空間をいかしたドッグランやビオトープなどの多様な利活用を推進します。

方針5 防災・復興

市街地の安全性・防災性の向上と施設の適切な維持管理

- ・災害時の避難経路を確保するため、橋りょうの耐震化を推進します。
- ・長周期地震動による被害軽減、備蓄倉庫・ライフラインの確保、エレベーター対策などの高層建築物特有のリスクへの対策を進めます。
- ・液状化の可能性が高い地点が広範に数多く含まれる本地区では、液状化リスクの周知を徹底するとともに、設計段階において詳細な地盤調査を行い、適切な液状化対策を講じます。

災害時の都市機能の早期回復マネジメント

- ・品川駅及び JR 新駅、田町駅周辺においては、地域と事業者が一体となった帰宅困難者対策など、エリア防災の取組を推進します。
- ・台場駅やお台場海浜公園駅周辺においては、災害発生時の公共交通機関の運休・遮断時の対応や観光客等を含めた帰宅困難者対策を図るため、地域と事業者とが連携し、対策を推進します。
- ・災害時において、救援物資及び災害対応人員の円滑な輸送を実施するため、陸上輸送に加え、運河及び東京港を活用した水上輸送の可能性について検討します。

都市型水害、津波等に強い市街地の形成

- ・臨海部を中心に津波による被害を低減させるため、防潮施設の安全性の向上を図るほか、海拔表示板の設置やハザードマップの作成による意識啓発、災害時の情報伝達手段の確保などを行い、浸水時の被害低減に向けた対応を進めます。
- ・港南地域など浸水の恐れがある地域では、電気設備の水密化や上層階への設置を促進します。
- ・津波が発生した時に備え、公共施設や民間施設について津波避難ビル等の指定を進めます。

方針6 景観

地形の特徴や地域資源等をいかした景観の形成

- ・護岸係留施設の改善や、芝浦南ふ頭公園などの海が見える海上公園の整備などにより、水辺がある地域特性をいかした良好な景観形成を促進します。

まちの個性を感じる魅力ある街並みの形成

- ・台場地域では、第三台場・第六台場、レインボーブリッジ、現代的な業務商業施設が融合した景観を維持します。
- ・品川駅及び JR 新駅周辺は、東京の南の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な景観形成を図ります。
- ・運河沿いや臨海部は、水辺の散歩道や水上バスなどからの眺望に配慮し、水辺と一体となった開放感ある魅力的な街並みを創出します。

方針7 低炭素化

先進技術の導入とエネルギーの効率的・面的な利用の促進

- ・品川駅及び JR 新駅周辺における開発事業等の機会を捉え、自立分散型エネルギーシステムの導入や ICT（情報通信技術）を活用した CEMS（地域エネルギー管理システム）の構築による、地域全体のエネルギー効率と安全性の向上を図ります。
- ・個々の建築物においては、先進技術の導入やエネルギー使用の効率化等、環境性能の向上を図ります。
- ・エネルギーの面的利用と合わせ一層の省エネルギー化を図るため、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入を促進します。
- ・田町駅東口周辺の CEMS（地域エネルギー管理システム）をモデルとした、エネルギーを面的に管理・利用するまちづくりを促進します。

地球温暖化対策の推進

- ・屋上緑化・壁面緑化などの敷地内緑化や、民有地内のオープンスペースの緑化を促進し、二酸化炭素の吸収源となる緑を創出します。
- ・大規模な開発事業等の機会を捉え、質の高い緑豊かなオープンスペースを創出するとともに、樹木による緑陰形成や緑化による地表面被覆の改善など、緑と水をいかした環境配慮型のまちづくりを推進します。
- ・東京湾の海風を都市に取り込む風の道を確保するため、建築物の高さ制限やオープンスペースの確保、緑化などを誘導します。

環境に配慮した交通環境の形成

- ・大規模なまちづくりが行われる品川駅及び JR 新駅周辺においては、地域特性や交通需要の調査を行い、駐車施設の集約化の区域を検討し自動車交通の円滑化を図ります。

方針8 国際化・観光・文化

国際都市にふさわしい環境整備

- ・広域的な交通結節拠点として、品川駅及びJR新駅周辺における質の高い業務・商業・交流・宿泊・観光・居住等の都市機能の集積による、国際ビジネス・居住環境の整備を推進します。
- ・品川駅周辺及び台場地域においては、観光案内機能等の観光インフラの整備を促進します。

地域の資源の魅力向上

- ・今後多くの開発事業等が進みまちが大きく変貌を遂げる品川駅周辺では、地域の資源を大切に、地域が連携してエリアとしての個性や独自の魅力を育みながら、地域特性をいかしたまちづくりを進めます。
- ・芝浦一丁目では、開発事業等に伴い、舟運や水上利用の活性化を図り水辺のにぎわい拠点を創出するとともに、周辺の歴史・文化資源の雰囲気を受け継いだ環境を整備します。

観光資源の活用とネットワーク化

- ・品川駅港南口を起点とし、運河沿いの水辺や夜景を資源とした歩いて楽しめるルートや、コミュニティバス・自転車シェアリングを用いた周遊・回遊を楽しめるネットワークを形成します。
- ・台場地域においては、水と緑、海越しに臨む都心の風景やレインボーブリッジなどの東京を代表する景観、多くの商業施設等が醸し出す華やかな雰囲気、それらの中にある歴史をしのばせる資源などを有効に活用します。
- ・水辺を活用した更なるにぎわいの拠点創出と、観光のほか災害時の活用も含めた舟運等をいかした基盤の整備を進めます。また、レインボーブリッジや運河を活用したイベントの開催や船着場のライトアップなどの水に親しめる事業を、埠頭へのアクセス性の向上とともに推進します。
- ・臨海部の倉庫・流通施設を中心とした地域では、既存施設のリノベーションなどによる新たな商業・文化・交流機能の導入など、まちの活性化を図ります。

多彩な文化に身近に親しめるまちづくり

- ・江戸時代の漁場であった時代から明治時代の埋立によって形成された芝浦港南地区では、幕末以降の日本の近代化を支えた運河の歴史を大切に、それらを訪れた人に伝えられる環境づくりを進めます。
- ・旧協働会館は、文化財としての保存を図り、歴史と文化の継承や地域活動拠点として整備します。

地区のまちづくりの方針図

まちづくりの骨格となる分野の方針図



【凡例】

方針1 土地利用・活用

- 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地
- 集合住宅と商業・業務をはじめとした多様な機能が共存する市街地
- 港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地

方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

- 活発な商店街活動が行われているエリア

方針4 緑・水

- 生物多様性に資する供給地
- 緑の拠点
- 水の拠点

方針3 道路・交通

- 乗継利便性の向上を推進する交通結節拠点
- BRT
- 都市計画道路
- 都市計画道路（未完成）
（ 早期に整備する部分）
- 水辺の散歩道の連続化
- 新駅周辺の主な基盤整備
- バリアフリー化など先導的に歩行環境の充実を図る地域（バリアフリー重点整備地区）
- 整備について検討すべき路線

その他

- 都市計画を活用した市街地の更新
- まちづくり活動が進んでいる地域
- 主な公園・緑地等
- 区役所
- 総合支所
- 区界
- 各総合支所境界線
- JR線（ 移設前）
- 私鉄・地下鉄線

骨格となる分野と幅広く関わりのある分野の方針図



【凡例】

方針5 防災・復興

- 特定緊急輸送道路（高速道路以外）
- 一般緊急輸送道路
- 延焼遮断帯を形成する道路
- 地区内残留地区
- 津波浸水防止を重視する地域
- 大雨浸水防止を重視する地域
- 都市計画道路
- 海上輸送基地
- 水上輸送基地

方針6 景観

- 魅力的な景観形成に重点的に取り組む地区（景観形成特別地区）
- 楽しく歩ける歩道と沿道が一体となった景観形成
- 古川をいかした景観形成
- 斜面緑地をいかした景観形成
- 寺社の歴史的雰囲気と調和した景観形成

その他

- 防災機能の向上を重点的に進める地域
- 文化財建造物
- 区役所
- 総合支所
- 区界
- 各総合支所境界線
- JR線（ 移設前）
- 私鉄・地下鉄線

第6章

今後のまちづくりの進め方

まちの将来像の実現に向けて重視すること

目標とするまちの将来像の実現に向けて、以下の点を重視してまちづくりを推進します。

1 まちづくりを進めるための協働体制の充実

今後のまちづくりは、区民、企業等、行政など多様な主体の協働体制を強化し、互いの信頼・協働・連携・合意形成のもとに進めていきます。

2 柔軟で戦略的なまちづくりの推進

まちづくりを進める具体的な手法として、以下の6つを提示します。

- (1) 地域主体のまちづくりの推進（まちづくり条例の活用等）
- (2) まちづくりガイドラインの策定・運用
- (3) 地域の魅力・価値の持続的な向上（エリアマネジメント）
- (4) ハードとソフトが一体となった総合的かつ効果的なまちづくりの展開
- (5) まちづくり人材の発掘・育成
- (6) 既存ストックの適正な管理及び民間活力を導入したインフラ整備

これらの手法を地域の状況に合わせて適切に選択・活用することにより、多様な主体が同じ方向に向かって協働し、円滑にまちづくりを進めることが可能となります。

3 時代の変化に対応したまちづくりの展開

社会状況の変化など時代の流れに対応したまちづくりを着実に進めるため、まちづくりに関する計画の進行管理を実施します。

- (1) 関連する個別計画の着実な推進
- (2) 個別計画の見直し等及びまちづくりマスタープランの改定

1 まちづくりを進めるための協働体制の充実

社会状況の変化やニーズの多様化が一層進む中、まちづくりの基本理念である「人にやさしい良質な都市空間・居住環境を、皆で維持し、創造し、運営していく」のもと、港区をよりよいまちにしていくためには、区（行政）だけでは解決できない課題が増えています。一方で、自らの地域を良くしていきたいという思いを持つ区民や企業等が増えており、まちづくりに関連する組織やエリアマネジメント組織などの活動が活発化しています。

地域のまちづくりを進めるに当たっては、既存の地域コミュニティの持続・活性化を図るとともに、区民、企業等、在勤者、エリアマネジメント組織、大学等の教育・研究機関、在学者、町会・自治会・商店会、大使館、NPO・ボランティア団体等、国・東京都や隣接する自治体など、多様な人材が信頼・協働・連携・合意形成を図り取り組むことが重要です。

各主体がそれぞれの責務・役割を十分に認識し、まちづくりを担う一員として、さまざまな場面において身近なところから積極的に取り組むとともに、それぞれが持っている能力や資源を活用して、地域のまちづくりに継続的に取り組むことが大切です。

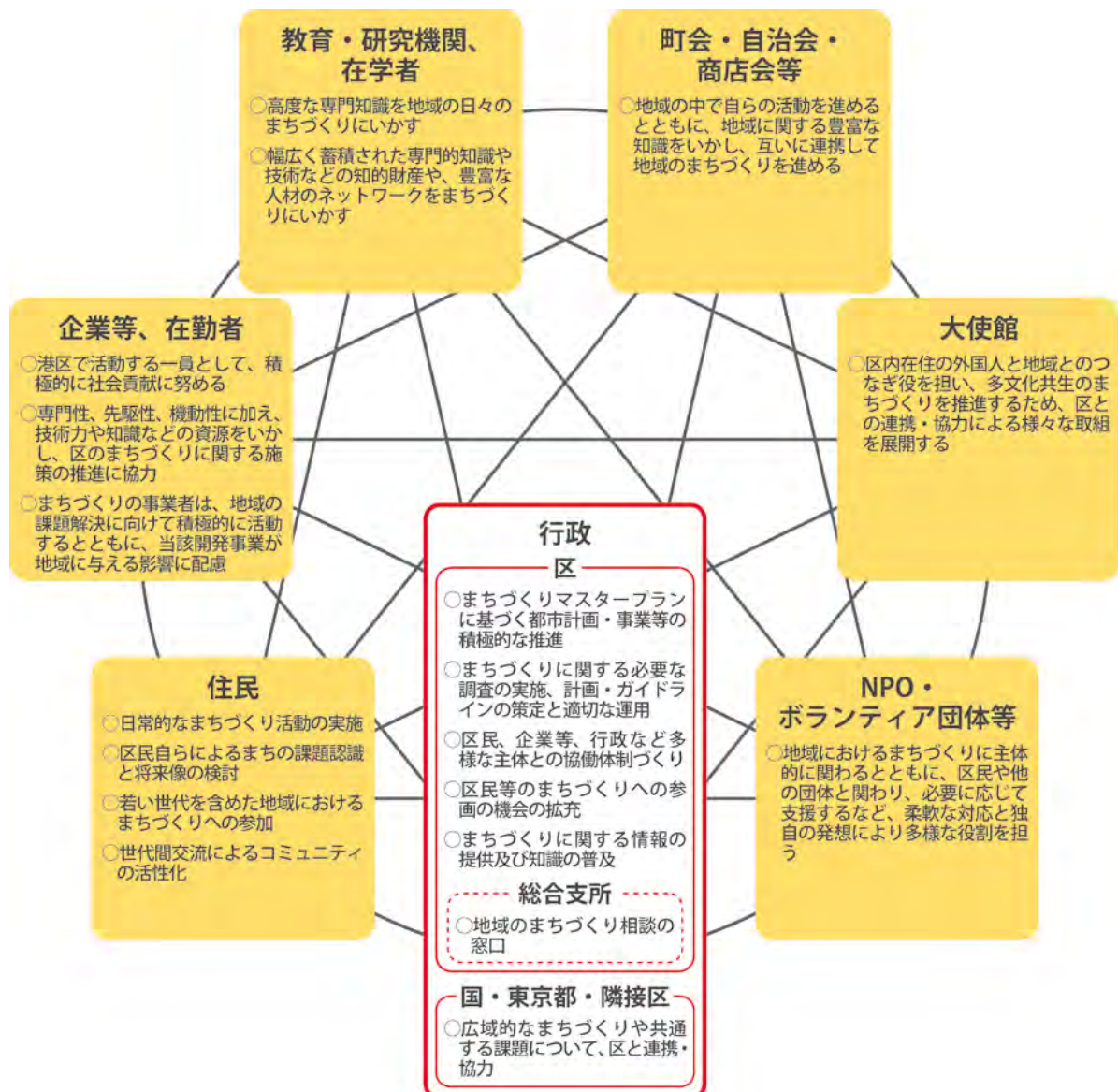


図 まちづくり主体の役割と連携のイメージ

2 柔軟で戦略的なまちづくりの推進

まちの将来像を実現するためには、状況変化へ柔軟に対応するとともに、戦略をもってまちづくりに取り組んでいくことが大切です。港区では、(1)～(6)に示す6つの具体的な手法を、地域の特性やニーズ、まちづくりにおいて目指す方向性など、地域の状況に合わせて適切に選択・活用し、円滑にまちづくりが進められるよう配慮します。

(1) 地域主体のまちづくりの推進（まちづくり条例の活用等）

まちづくりの取組は、地域でのまちづくりの気運の高まり、事業主体の意向、区民の合意形成等を背景として進めることとなりますが、地域特性に応じたまちづくりを推進していくためには、企画・構想段階から、多くの区民、企業等の参画が重要です。そのためには、各主体がまちづくりを自らの課題として捉え、そして、あるべきまちの将来像を共有する必要があることから、まちづくりマスタープランの周知を図るとともに、まちづくり関連の個別計画の策定・改定への区民等の参画を推進します。

地域主体のまちづくりの実効性・持続可能性を高めるためには、地域で生活・活動するすべての人々や地域で開発事業等を予定している人々と地域のまちづくりの方向性を共有できる計画を作成したり、地域が目指すまちづくりを実現するためのルールを作成したりすることが重要です。

港区は、地域の課題は地域で解決し、地域の発意と合意に基づくまちづくりを推進するため、平成19年(2007年)に「港区まちづくり条例」を制定し、総合支所が地域の窓口となり、地域主体のまちづくり活動を支援しています。地域の人々が抱いている「まちへの想い」を形にし、いつまでも快適に暮らせるまちとなるよう、まちづくり条例等を活用し、まちづくりの動向や熟度を踏まえつつ、地域主体による活動や計画策定・ルールづくりを推進します。

<参考> まちづくり条例を活用した取組事例 【六本木三丁目東地区まちづくり協議会】

「港区まちづくり条例」に基づき、港区に申請・登録・承認された組織である「六本木三丁目東地区まちづくり協議会」では、「私たちの目指す私たちの街の将来像」を「六本木三丁目東地区まちづくりビジョン」としてまとめ、その後、条例に基づく所定の手続きを経て「地区まちづくりルール」が策定されています。

ルールとしては、①「災害に強いまちをつくる」、②「みどり豊かで誇りのもてる景観をつくる」、③「地域の絆を強固にする」、④「治安や風紀を維持する」、⑤「みんなが安心して暮らせる環境をつくる」といった5つを定めています。



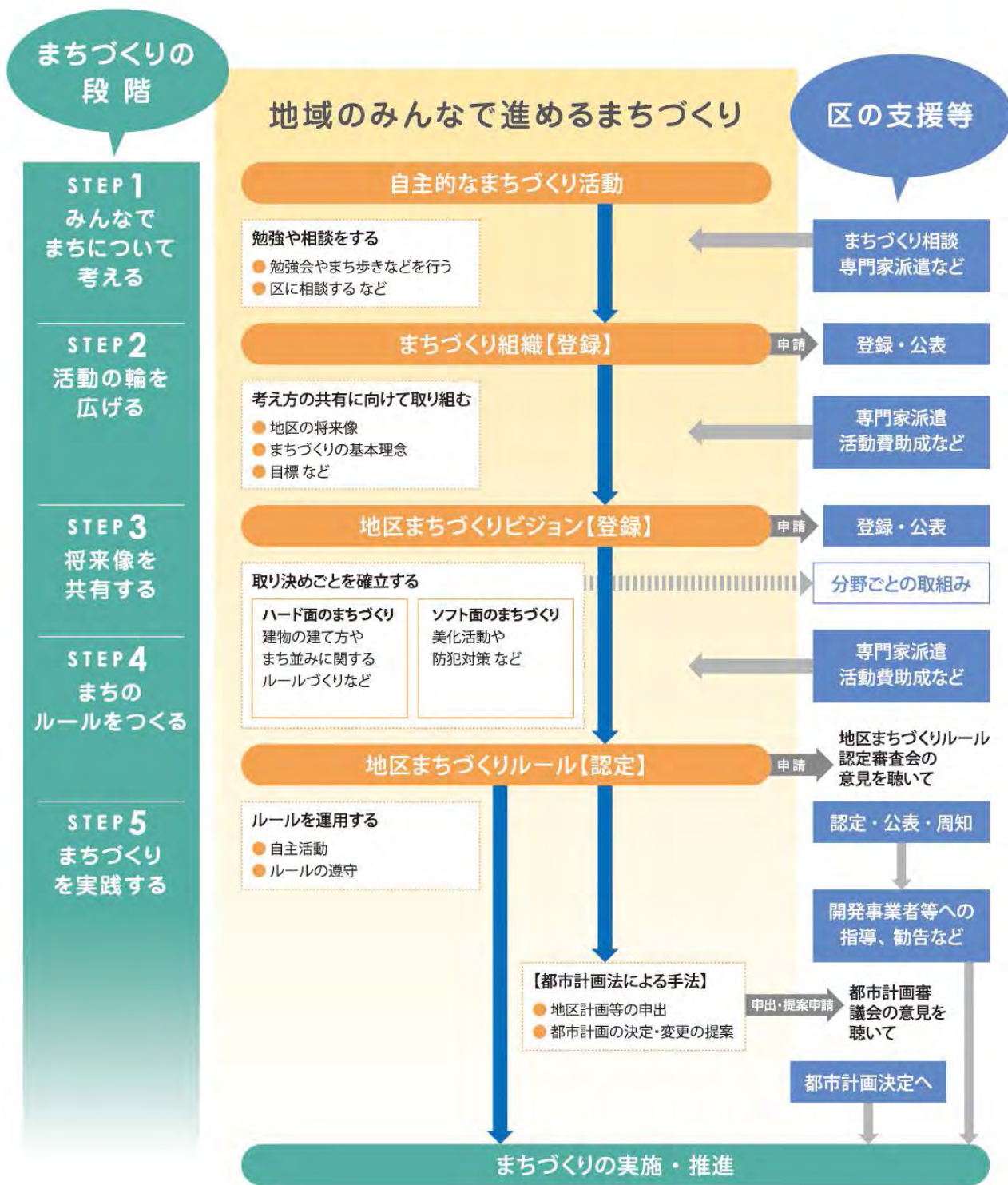


図 まちづくり条例を活用したまちづくりの流れ

出典：『港区まちづくり条例』を活用したまちづくり』パンフレット（港区）

(2) まちづくりガイドラインの策定・運用

まちづくりマスタープランに示した方針は、まちづくりの基本的な方向性を示すものであり、地域ごとに特性に応じたよりきめ細かな計画を策定することにより、地域主体のまちづくりや個別の具体的なまちづくりを円滑に進めることが可能となります。

港区では、地域のまちづくりの動向に応じて、まちづくりの目標を共有する範囲をひとつの地域として「まちづくりガイドライン」を策定し、運用しています。

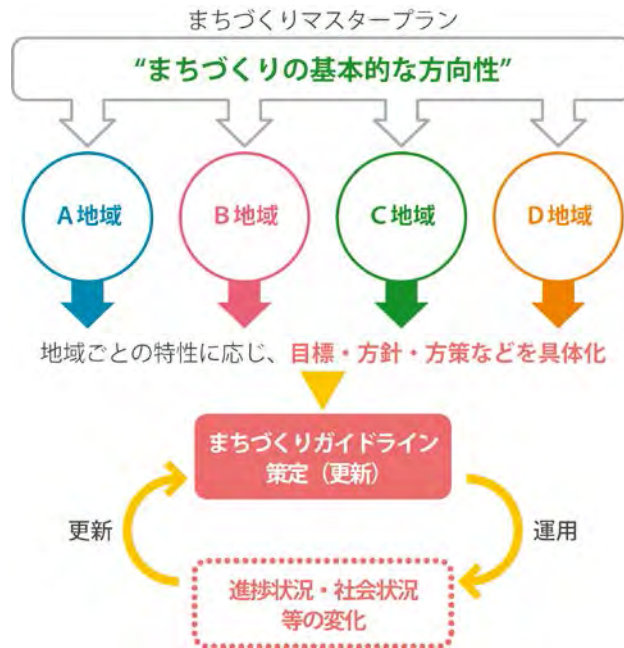


図 まちづくりガイドライン活用のイメージ

まちづくりガイドラインの検討・策定に当たっては、港区では、総合支所と街づくり支援部をはじめとした各支援部が連携し、積極的に地域に入り、町会、自治会、商店会及び地域住民や企業等の多様な主体との意見交換を積み重ね、地域の意向や特性を踏まえた個性あるまちの将来像づくりに取り組みます。

まちづくりガイドラインを策定した地域では、ガイドラインに示すまちづくりの目標の実現に向かって、地域特性やニーズなどに応じた計画・活動が行われます。個別の開発事業の際にはガイドラインに沿って地域課題を解決する計画を誘導するなど、地域の個性をいかしたまちづくりを推進します。

また、運用段階においては、地域のまちづくりの進捗状況や社会状況の変化などに応じて、ガイドラインを更新します。

<参考> まちづくりガイドラインの策定・運用を行っている地区の事例

環状第2号線の新橋から虎ノ門に至る区間は、東京の新たな大動脈として平成14年度(2002年度)から整備が進められ、平成19年(2007年)には地元的地権者等によるまちづくり組織が立ち上げられるなど、新たなまちづくりの動きが始まっていました。港区は、このような状況を踏まえ、まちづくりの動きに適切に対応しまちの魅力を一層高めていくため、「環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン」(平成24年(2012年)3月)を策定し、エリア別のまちづくりの誘導方針などを示し、まちづくりを計画的に誘導しています。

港区では平成28年(2016年)9月現在、区内4地区においてまちづくりガイドラインを策定し、計画的にまちづくりを誘導しています(環状2号線周辺地区、六本木・虎ノ門地区、田町駅西口・札の辻交差点周辺地区、青山通り周辺地区)。

(3) 地域の魅力・価値の持続的な向上（エリアマネジメント）

今後のまちづくりでは、開発事業等（つくること）だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）までを考えたまちづくりを行うことが求められます。また、環境や安全・安心への関心の高まりを受け、防災・減災対策や事前復興、エネルギー連携などの取組は、社会的な負担ではなく、地域の付加価値を創出し向上させるものとして、開発事業を中心とし、地域が一体となって取り組むことが必要です。最近では、道路や歩行者通路、公園などの公共施設やオープンスペースなど、開発事業等によって創出された公共的な空間を、地域主体の活動組織がきめ細かな管理を行い、地域の資源として活用する、エリアマネジメントの取組が始まっています。

エリアマネジメント組織は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担う地域主体の活動組織であり、その活動は、公共的な空間の維持管理を通じて、地域のにぎわいづくりやブランド化など、地域の魅力・価値を向上させる活動へと広がっています。また、エリアマネジメント活動への参画を通じて、区民、在勤者、在学者にとって、まちへの愛着（シビックプライド）を育てることが期待されます。

こうした背景を受け、開発事業等を契機として周辺のまちと一体となって、地域の価値・魅力の持続的な向上を目指した活動を推進します。

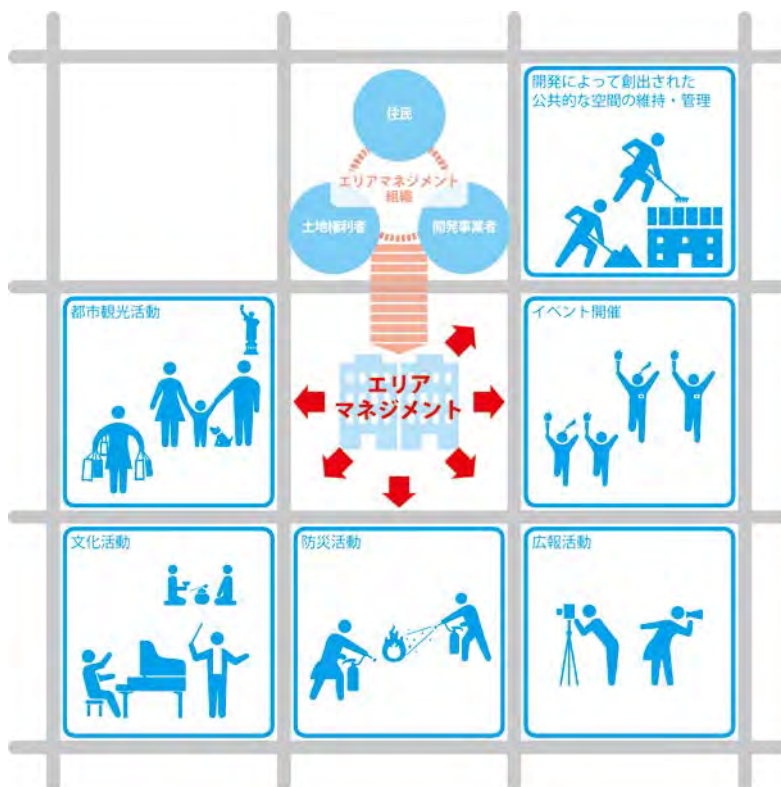
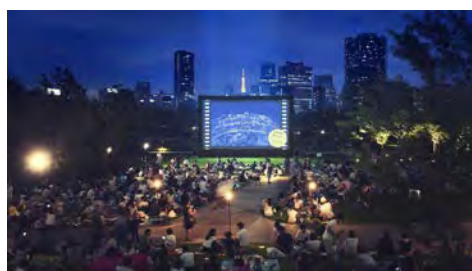


図 エリアマネジメントのイメージ

<参考> エリアマネジメントによるまちづくりが進められている取組事例

竹芝地区では、都市再生ステップアッププロジェクトの事業者が中心となり、周辺約 28ha にある企業等と連携し、平成 25 年（2013 年）にエリアマネジメント推進のための準備室が設立されました。竹芝のまちを一層魅力あるものにするためのシンポジウムが開催されたほか、地域の防災やにぎわい創出などの検討・活動が行われています。

また、芝浦水再生センターの再構築に伴う上部利用事業として平成 27 年（2015 年）に開業した品川シーズンテラスでは、事業者が中心となりエリアマネジメント事務局が設置され、周辺のものづくりや IT などのテクノロジー企業・団体と連携し、新たな品川のワークスタイル・ライフスタイルをけん引するようなイベントの開催や地域の交流機会創出などの活動が行われています。



(4) ハードとソフトが一体となった総合的かつ効果的なまちづくりの展開

まちづくりには、都市計画に関連する土地利用の規制・誘導や道路・公園など都市施設の整備など（ハード）に加えて、地域主体の防災・防犯活動、環境や産業・観光振興、国際化、福祉、教育、文化、健康増進など（ソフト）、広範な分野の内容が含まれます。

今後、一層多様化するニーズに的確に対応するためには、ハード・ソフトの各分野が連携することによって、総合的かつ効果的にまちづくりを進めることが必要です。周辺住民だけでなく、在勤者、来街者など多様な人々の視点で、まちの空間がより適切に維持され、より魅力的に使いこなされるよう、多様な関係者同士が協働し、展開される活動をそれぞれ主体的に実行、支援、発展させていきます。例えば、地域にとって公共的な資産である公園等においては、行政が機能を充実させるだけでなく、地域が協働し、公園等を中心として一体的に地域のにぎわいを創出する取組を行うなど、ハードの維持管理・運営を通じて都市のうるおいや価値を増進させることにつなげることができます。

また、地域の人々の知恵や経験をいかしたソフトの取組をきっかけとして、ハード面のまちづくりへの参画につなげていきます。

<参考> ハードとソフトが一体となったまちづくりの取組事例

【環状第2号線の整備を契機とした地域のにぎわい創出】

新橋から虎ノ門に至る環状第2号線は、平成14年度（2002年度）から整備が進められ、平成19年（2007年）には地元のみまちづくり組織も立ち上がり、新たなまちづくりの動きが見られます。この地域は、居住者の減少などの課題を抱えていますが、環状第2号線のハード整備を契機に、土地建物所有者や住民らによる「新虎通りエリアマネジメント協議会」が「新虎通りエリアビジョン」を作成し、地域の活力や暮らしを育む取組や防災性、防犯性を高める等のソフトの取組と一体となったまちづくりが進められています。



【六本木地域の開発事業の連携による地域の魅力の向上・発信】

六本木地域では、災害に強い安全・安心の街、開発地域のみならず周辺地域への貢献も果たす防災拠点を目指し、オープンスペースや交通インフラの整備等、都市基盤の整備をはじめ、自治会の設立など、ハード、ソフトの両面にわたる様々な対策を講じて開発事業等が進められてきました。隣接する麻布十番商店街との夏祭りでの連携や、六本木・赤坂・麻布地域の日本版DMO（ビジネスイベントを含む地域観光に向けたマーケティング・マネジメント組織）が設立されるなど、開発区域内にとどまらず周辺地域の魅力向上に向けた取組が展開されています。



(5) まちづくり人材の発掘・育成

まちづくりマスタープランに示すまちの将来像の実現を目指し、おおむね 20 年後を見据えてまちづくりを一步ずつ着実に進めるためには、まちに関心を持ち、まちづくりに参画し、地域が抱える課題の解決に取り組む人材を発掘・育成し増やしていく必要があります。

区内の小中学校においては、次世代のまちづくりを担う若い世代のまちづくりへの参画や意識醸成のため、まちの歴史や地域特性など、まちづくりに関連する学習・教育を展開します。

また、高度な専門知識や技術を有している区内大学の学生や企業等のプロボノ（社会人の専門性をいかした地域貢献）人材の発掘・活用及び教育・研究機関との連携を推進します。

港区は、まちづくりを担う人材を育成するとともに、区民、在勤者、在学者等が自らまちづくりを実践できる機会を提供するなど、多様な人々がまちづくりに関わることのできる環境づくりを進めます。

<参考> まちづくり人材の発掘・育成に向けた取組事例

港区では、まちづくり人材の育成に向けた取組として、チャレンジコミュニティ大学を実施しています。その目的は、高齢者や高齢を迎える方が、学習を通じて自らの能力を再開発し、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーとして育つことです。運営は区内大学に事業を委託し、港区と区内大学との協働関係を確立・推進することにも役立っています。



また、「子育て・まちづくり支援プロデューサー」プロジェクトは、主に定年前後の男性を対象とし、長年企業等で培ってきた豊かな経験を子育て支援を軸とした有償の地域活動にいかしていただくためのプロデューサー養成講座であり、経理や営業、企画、管理業務、職人技術、スポーツなど幅広く地域で活躍していただいています。



(6) 既存ストックの適正な管理及び民間活力を導入したインフラ整備

道路・公園、交通ネットワークなどの都市基盤の整備に当たっては、限られた財政の中で経営的な観点から事業や手法の選択、集中的な投資及び関連するソフトの施策・事業の実施などにより、効率的かつ効果的な整備を進めます。

都市基盤や公共施設の維持管理・更新に当たっては、環境負荷低減への配慮や長寿命化などライフサイクルコストの軽減を図るとともに、従来の対症療法型の維持管理から計画的な予防保全型の維持管理へ転換します。

今後の人口構成の変化などによる需要の変化を踏まえた、長期的なニーズに対応した利用ができる柔軟で戦略的な施設の更新・統廃合・長寿命化を図ります。

また、公共公益施設の再配置等に当たっては、公的不動産（PRE）の有効活用やPFIを整備手法の一つとして検討し、効率的で効果的な整備・維持・管理を進めます。

＜参考＞ 公共施設の再配置等にあたりPFIを活用している事例

国土交通省と港区は、気象庁虎ノ門庁舎（仮称）と港区立教育センターについて、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備・維持管理・運営を行うため、PFI事業による一体的な整備（合築）を進めています。これにより、行政機能の集約・立体化による連携・機能向上、耐震性の向上、ユニバーサルデザイン、景観との調和等の実現が図られます。



3 時代の変化に対応したまちづくりの展開

今後のまちづくりは、計画、整備・開発、維持管理・活用、更新という一連のサイクル全体の運営（マネジメント）を意識し、時代の変化に対応したまちづくりを展開する必要があります。

（1）関連する個別計画の着実な推進

まちづくりマスタープランは、総合的で中長期的なまちづくりの方向性を示す計画であり、そこに示すまちの将来像は、分野別の個別計画における詳細な検討を経て実現されます。

分野別の個別計画には、具体的な取組・事業の内容や目標とするスケジュールが記載されます。これらまちづくり関連の個別計画に示す具体的な取組・事業については、定期的な進捗管理を実施し、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルを継続的に動かします。



（2）個別計画の見直し等及びまちづくりマスタープランの改定

まちづくりマスタープランに示した方針に基づくまちづくり関連の個別計画は、具体的な取組・事業を記載する短期的な計画であり、進捗に応じた状況の確認・評価を行い、その結果を計画の見直しに反映します。

一方、まちづくりマスタープランは、目標年次がおおむね 20 年後と長期に渡ることから、中間年次（平成 39 年度（2027 年度））において、上位計画である「港区基本構想」や「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の改定状況、社会状況や区のまちづくりを取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて改定を行います。

中長期的なまちづくりの方向性を示すまちづくりマスタープランと、それを実現するための具体的な取組・事業を計上した個別計画とを組み合わせることで、具体的な事業を推進する中で蓄積された知見なども踏まえながら、港区の実情に即したまちづくりを進めます。

また、市街地再開発事業等については、事業効果等を容易に確認できるようにするため、評価を実施します。

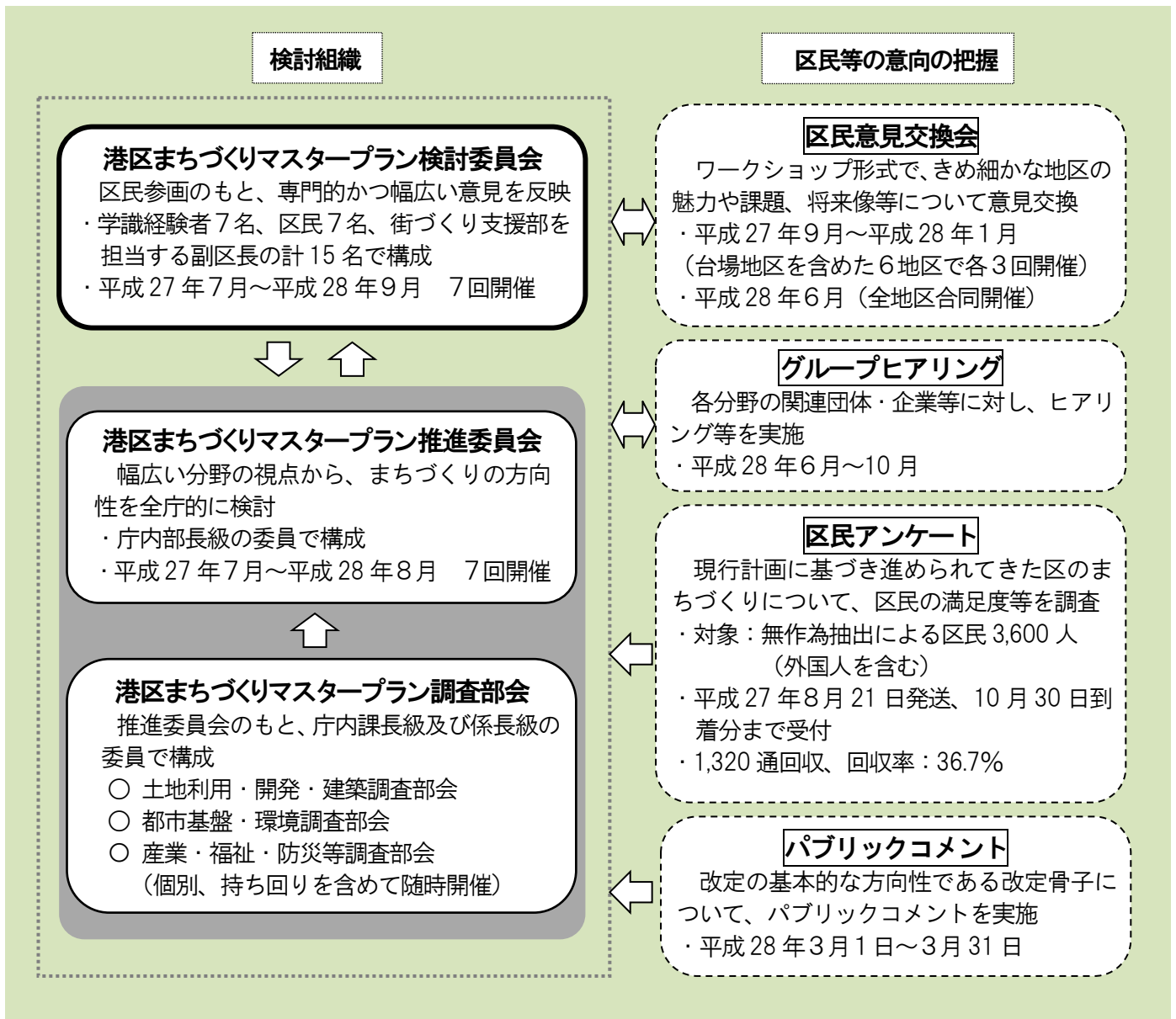
資料編

1 検討の経過と体制

(1) 検討の経過

年度	月	全体の 流れ	検討委員会 (学識経験者・区民・行政)	推進委員会 (庁内検討)	区民等の意向把握 (アンケート、意見交換会等)	その他
平成27年度 (2015年度)	7		7月28日 第1回	7月24日 第1回		
	8				区民アンケート	
	9				● 区民意見交換会 (第1回、地区別)	
	10		10月26日 第2回	10月19日 第2回		
	11				● 区民意見交換会 (第2回、地区別)	
	12		12月21日 第3回	12月11日 第3回		
	1		1月22日 第4回	1月15日 第4回	● 区民意見交換会 (第3回、地区別)	
	2	改定骨子 とりまとめ				議会(建設常任委 員会)報告
	3				改定骨子 パブリック コメント、区民説明会	
平成28年度 (2016年度)	4					
	5		5月19日 第5回	5月10日 第5回		
	6				● 区民意見交換会 (全地区合同)	
	7		7月28日 第6回	7月7日 第6回	グループヒアリング (15 カテゴリー別)	港区都市計画審議 会 経過報告
	8					
	9		9月8日 第7回	8月31日 第7回		
	10	改定素案 とりまとめ				議会(建設常任委 員会)報告
	11				改定素案 パブリック コメント、区民説明会	

(2) 検討体制



2 まちづくりマスタープラン検討委員会 開催記録

(1) まちづくりマスタープラン検討委員会 委員名簿

	区分	氏名	備考（所属・専門分野等）
委員長	学識経験者	中井 検裕	東京工業大学 教授 都市計画
副委員長	学識経験者	服部 圭郎	明治学院大学 教授 まちづくり、コミュニティ
委員	学識経験者	桑田 仁	芝浦工業大学 教授 建築
委員	学識経験者	市古 太郎	首都大学東京 准教授 都市防災、震災復興
委員	学識経験者	森本 章倫	早稲田大学 教授 交通
委員	学識経験者	杉浦 榮	S2 Design and Planning 緑、ランドスケープ
委員	学識経験者	羽生 冬佳	立教大学 教授 観光、文化財
委員	区民	今村 芳恵	芝地区区民参画組織
委員	区民	SUH JEONGWON	麻布地区区民参画組織
委員	区民	保坂 真美子	赤坂地区区民参画組織
委員	区民	中島 佳世	高輪地区区民参画組織
委員	区民	堀場 宏子	芝浦港南地区区民参画組織
委員	区民	大本 裕一	公募
委員	区民	堀江 朱音	公募
委員	行政	小柳津 明	港区 副区長

(2) まちづくりマスタープラン検討委員会の設置要綱

港区まちづくりマスタープラン検討委員会設置要綱

平成27年 7月15日

27港街計第1105号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)

第18条の2第1項の規定に基づく港区の都市計画に関する基本的な方針に該当する「港区まちづくりマスタープラン」を策定するに当たり、港区まちづくりマスタープラン推進委員会設置要綱(昭和63年9月13日63港都第247号)に基づき設置する港区まちづくりマスタープラン推進委員会(以下「推進委員会」という。)が検討する案について、区民参画のもとに検討し、専門的かつ幅広い意見を反映するため、港区まちづくりマスタープラン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を推進委員会に報告する。

(1) 推進委員会が検討するまちづくりマスタープランの改定案に関すること。

(2) その他まちづくりマスタープランに関し、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者 7人以内

(2) 区民 7人以内

(3) 街づくり支援部を担任する副区長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号に掲げる委員のうちから委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

(3) まちづくりマスタープラン検討委員会の検討経過

		主な内容
第1回	平成27年 7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■港区まちづくりマスタープランの改定について ■改定に当たっての検討の視点について ■区民アンケートの実施について
第2回	10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■現行計画の評価について（全体構想、港区を取り巻く状況） ■全体構想について <ul style="list-style-type: none"> □まちづくりの基本理念、将来都市像、まちづくりの方針(テーマ) □マスタープランの基本的な事項 □全体構想（都市の骨格、テーマ別方向性の基本的な考え方） ■区民アンケート及び意見交換会の実施状況について
第3回	12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ■全体構想 <ul style="list-style-type: none"> □まちづくりの方針(テーマ)別の方向性について ～土地利用、道路・公園、交通、緑、環境・防災その他の方針～ ■地区別方針 <ul style="list-style-type: none"> □方向性（たたき台）について ■区民アンケート及び意見交換会の実施状況について
第4回	平成28年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ■改定骨子案について <ul style="list-style-type: none"> □全体構想 □地区別方針 ■今後の進め方について
第5回	5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ■今年度の検討スケジュールについて ■改定骨子についていただいたご意見について ■港区まちづくりマスタープラン 改定素案（草案）について
第6回	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■港区まちづくりマスタープラン 改定素案（たたき台）について ■グループヒアリングについて ■都市計画審議会への経過報告について
第7回	9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ■改定骨子についてのご意見募集結果（案）について ■港区まちづくりマスタープラン 改定素案について ■意見交換会及びグループヒアリングについて



検討委員会の様子

3 まちづくりマスタープラン推進委員会 開催記録

(1) まちづくりマスタープラン推進委員会 構成員

	役職名等
委員長	街づくり支援部を担任する副区長
副委員長	街づくり支援部長
委員	芝地区総合支所長
委員	麻布地区総合支所長
委員	赤坂地区総合支所長
委員	高輪地区総合支所長
委員	芝浦港南地区総合支所長
委員	産業・地域振興支援部長
委員	保健福祉支援部長
委員	みなと保健所長
委員	子ども家庭支援部長
委員	特定事業担当部長
委員	環境リサイクル支援部長
委員	企画経営部長
委員	用地・施設活用担当部長
委員	防災危機管理室長
委員	総務部長
委員	教育委員会事務局次長

(2) まちづくりマスタープラン推進委員会の設置要綱

港区まちづくりマスタープラン推進委員会設置要綱

昭和63年9月13日

63港都第247号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく港区の都市計画に関する基本的な方針に該当する「港区まちづくりマスタープラン」について、全庁的な協力体制のもとに内容を検討し、その実現に向け記載された事項を推進するため、港区まちづくりマスタープラン推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) まちづくりマスタープランに記載された事項の推進に関すること。

(2) まちづくりマスタープランの改定に関すること。

(3) その他まちづくりマスタープランに関し、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、街づくり支援部を担任する副区長をもって充てる。

3 副委員長は、街づくり支援部長をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進委員会の会務を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取)

第5条 推進委員会は、特に必要と認めるときは、所掌事項に関する職員等に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調査部会)

第6条 推進委員会は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、調査部会を設置することができる。

2 調査部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長、副部会長及び部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(招集)

第7条 推進委員会は、委員長が招集する。

2 調査部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第8条 推進委員会及び調査部会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、街づくり支援部長が定める。

付 則

1 この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

2 港区街づくりマスタープラン素案検討委員会設置要綱(昭和61年6月27日61港都整第15号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成2年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年8月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

企画経営部長

用地・施設活用担当部長

防災危機管理室長

総務部長

教育委員会事務局次長

別表第2 (第6条関係)

調査部会名	部会長及び副部会長	部会員
土地利用・開発・建築調査部会	部会長 街づくり支援部長 副部会長 特定事業担当部長	関連課長及び関連課係長 (部会長が指名する)
都市基盤・環境調査部会	〃	〃
産業・福祉・防災等調査部会	〃	〃

別表第1 (第3条関係)

芝地区総合支所長

麻布地区総合支所長

赤坂地区総合支所長

高輪地区総合支所長

芝浦港南地区総合支所長

産業・地域振興支援部長

保健福祉支援部長

みなと保健所長

子ども家庭支援部長

特定事業担当部長

環境リサイクル支援部長

(3) まちづくりマスタープラン推進委員会の検討経過

		主な内容
第1回	平成27年 7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ■港区まちづくりマスタープランの改定について ■改定に当たっての検討の視点について ■区民アンケートの実施について
第2回	10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ■現行計画の評価について（全体構想、港区を取り巻く状況） ■全体構想について <ul style="list-style-type: none"> □まちづくりの基本理念、将来都市像、まちづくりの方針(テーマ) □マスタープランの基本的な事項 □全体構想（都市の骨格、テーマ別方向性の基本的な考え方） ■区民アンケート及び意見交換会の実施状況について
第3回	12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ■全体構想 <ul style="list-style-type: none"> □まちづくりの方針(テーマ)別の方向性について ～土地利用、道路・公園、交通、緑、環境・防災その他の方針～ ■地区別方針 <ul style="list-style-type: none"> □方向性（たたき台）について ■区民アンケート及び意見交換会の実施状況について
第4回	平成28年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ■改定骨子案について ■今後の進め方について
第5回	5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ■今年度の検討スケジュールについて ■改定骨子についていただいたご意見について ■港区まちづくりマスタープラン 草案について
第6回	7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ■港区まちづくりマスタープラン 改定素案（たたき台）について ■改定骨子についていただいたご意見に対する区の考え方について ■グループヒアリングについて
第7回	8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ■改定骨子についてのご意見募集結果（案）について ■港区まちづくりマスタープラン 改定素案について ■意見交換会及びグループヒアリングについて

4 区民意見交換会 開催記録

(1) 区民意見交換会の内容

回	開催テーマ
第1回	■「地区の魅力や課題」について
第2回	■「港区は今後、どのようなまちになっていくといいか」について
第3回	■「各地区は今後、どのようなまちづくりの取組を行ったらいいか」について
第4回	■まちづくりマスタープラン（草案）の概要について ■地区別まちづくり方針（案）について

各回の当日の様子については、「意見交換会ニュース」としてまとめており、区ホームページにて閲覧できます。
 （掲載場所：区ホームページ>環境・まちづくり>都市計画・まちづくり>計画・ガイドライン
 >港区まちづくりマスタープラン>港区まちづくりマスタープランの改定について）

(2) 区民意見交換会の開催経過

	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	台場
第1回	平成27年 9月16日	平成27年 9月14日	平成27年 9月15日	平成27年 9月10日	平成27年 9月11日	平成27年 9月17日
第2回	平成27年 11月5日	平成27年 11月16日	平成27年 11月9日	平成27年 11月10日	平成27年 11月12日	平成27年 11月17日
第3回	平成28年 1月14日	平成27年 12月22日	平成28年 1月12日	平成28年 1月13日	平成28年 1月18日	平成28年 1月8日
第4回	平成28年6月20日（全体会）					



芝地区



麻布地区



赤坂地区



高輪地区



芝浦港南地区



台場地区

5 グループヒアリング 開催記録

(1) グループヒアリングの実施概要

改定素案を作成する段階において、「第4章 [全体構想] まちづくりの方針」の8つの各分野に係る団体やグループを抽出し、グループヒアリングを実施しました。おおむね20年後を見据えた港区のまちづくりや、それぞれ該当する分野の方針についてご意見をいただきました。

(2) グループヒアリングの開催経過

分野	ヒアリング対象者	実施方法・実施日
土地 利用・活用	エリアマネジメント組織	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月4日(月)
	民間開発事業者	ヒアリング形式にて実施 平成28年6月28日(火)
住宅・生活 環境・地域	【子育て中の母親】(子育て広場あ い・ぽーと)	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月12日(火)
コミュニ ティ・防犯	【高齢者・障害者】 港区バリアフリー基本構想推進協 議会(地区別)	協議会でいただいたご意見から、関連する内容を 抽出 [芝地区] 平成28年5月16日(月) [麻布地区] 平成28年5月19日(木) [赤坂地区] 平成28年5月17日(火) [高輪地区] 平成28年5月25日(水) [芝浦港南地区] 平成28年5月20日(金)
	【生活環境・防犯】生活安全活動推 進協議会	アンケート形式にて実施 平成28年8月
	【商店街・産業】 港区商店街連合会 港区産業団体連合会会員	アンケート形式にて実施 平成28年7～8月
道路・交通	日本シェアサイクル協会	ヒアリング形式にて実施 平成28年8月
緑・水	「生物多様性みなとネットワーク」 会員企業	アンケート形式にて実施 平成28年10月
防災	港区防災会議に参画している地域 防災協議会	アンケート形式にて実施 平成28年8月
景観	港区景観を考える会	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月5日(火)
低炭素化	「みなと環境にやさしい事業者会 議」会員企業	アンケート形式にて実施 平成28年6～8月

分野	ヒアリング対象者	実施方法・実施日
国際化・観光・文化	【観光】「港区観光協会」会員企業	ヒアリング形式にて実施 平成28年6月2日（木）
	【文化】港区スポーツふれあい文化健康財団	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月19日（火）
今後のまちづくりの進め方等	【U-35 在勤者】「みなとネット」会員企業	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月25日（月）
	【区内大学生】東海大学、東京海洋大学、明治学院大学の学生	ヒアリング形式にて実施 平成28年8月4日（木）

6 区民意見の募集結果（改定骨子）

（1）区民意見募集の実施概要

● 意見の募集時期と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成28年3月1日 ～平成28年3月31日	42通 (区ホームページ23通、 ファクシミリ2通、 直接持参17通)	69件

● 意見の提出方法

区ホームページ、郵便、ファクシミリ、直接持参

● 資料の閲覧場所

港区都市計画課（区役所6階）、区制資料室（区役所3階）、総合案内（区役所1階）、各総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

（2）区民説明会開催概要

開催日時	開催場所	参加者数	意見の件数
平成28年3月2日（水曜日） 19:00から	港区役所本庁舎 9階会議室	12人	8件
平成28年3月13日（日曜日） 10:30から		14人	8件

7 用語解説

用語	解説	掲載ページ
アドプト・プログラム	アドプトとは「養子にする」という意味です。地域の道路・公園等を「養子」に、区民等で構成する団体等を「里親」に見立てて、「養子」の清掃・美化等に「里親」が関与するという、一連の手続きをアドプト・プログラムと呼びます。区内では、道路・公園等の花壇や植栽の水やり、手入れ等の活動が行われています。	59
歩いて行ける公園を整備する地域	歩いて行ける範囲を半径 250m（街区公園の誘致距離）とし、その圏域に身近に利用できる公園等がない地域のことです。子どもから高齢者まで幅広い世代の健康運動の場および遊び場を確保するため、こうした地域においては、公園等の整備を促進します。 【関連】 港にぎわい公園づくり基本方針	59、101、121
移動円滑化経路	移動円滑化とは、バリアフリーの推進のため、高齢者、障害者等の移動または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上させることをいいます。移動円滑化経路とは、移動円滑化の措置がとられた経路のことをいいます。	52
雨水流出抑制施設	雨水浸透施設、雨水貯留施設又はこれらを組み合わせた施設をいいます。港区では、公共の事業や一定規模以上の敷地での建築物等の建築等の際に、雨水流出抑制施設の設置を指導しています。具体的には、芝生等の自然浸透域や浸透ます、透水性舗装等などが雨水流出抑制施設に指定されています。 【関連】 港区雨水流出抑制施設設置指導要綱	71
エコロジカルネットワーク	市街地の中には、公園・緑地や学校の緑、民有地の庭など、生きものの生息拠点となっている大小様々な緑地がありますが、それらを小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、生きものが移動できるようにすることで、生きものが暮らしやすい状況をつくる必要があります。このように、生息地をネットワーク化することをエコロジカルネットワークといいます。 【関連】 港区生物多様性地域戦略	58
エネルギーの面的利用	自立分散型エネルギーシステムや地域冷暖房等を用いて、一定規模の地区内で電気と熱を効率的に供給したり、複数の地区でエネルギー供給施設を共有してエネルギーを融通し合うことで、エネルギー利用の効率をさらに高めることができます。こうしたエネルギーの利用の形態をエネルギーの面的利用といいます。	80、81、84

エリアマネジメント	<p>地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的なまちづくりの取組をいいます。例えば住宅地では、良好な街並み景観の形成・維持といった取組や、業務・商業地では、開発事業等と連動した地域のにぎわい創出のイベント開催・広報等の地域プロモーションの展開や道路・公園の維持・活用といった取組が行われます。</p>	21、22、36、39、98、148、149、153、154
エリア防災	<p>ターミナル駅周辺をはじめとする人口・機能集積エリアにおいて、エリア全体の視点から推進すべき防災対策をいいます。人口・機能集積エリアは、高層建築物、鉄道施設、地下街等からなる空間に、就業者等の来街者を含め多くの人口が集中しており、災害時には人的被害のみならず、立地企業等の事業継続が困難となることによる経済への影響が懸念されています。このようなエリアにおいて、建物所有者等のエリア内の関係者が密接に連携してエリアとしての防災機能を強化することが求められています。</p>	68
延焼遮断帯、延焼遮断帯を形成する道路	<p>地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間をいいます。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担います。</p> <p>【関連】東京都防災都市づくり推進計画（平成28年3月）</p>	64、66、72、105、115、125、135、145
街区再編	<p>小規模老朽ビルや木造住宅などが混在する市街地、敷地が細分化した密集市街地など、まちづくりの様々な課題を抱える地域の再編整備を進めることで、地区計画や、市街地再開発事業等の手法を用いて行われます。</p> <p>【関連】街区再編まちづくり制度／東京のしゃれた街並みづくり推進条例</p>	31、38、40、66、81
海上輸送基地、水上輸送基地	<p>海上輸送基地とは、大規模地震発生時の救援緊急物資等の海上輸送のため、東京都が耐震化を進めている耐震強化岸壁の背後のオープンスペースのことです。そのうち海上公園では、救援緊急支援物資等の仕分け・一時保管場所や、トラック等の駐車スペース確保などが進められています。</p> <p>水上輸送基地は、災害時に災害対応要員や緊急物資の輸送拠点として利用される船着場のことをいいます。平常時利用に加え、災害時に備えて老朽化した施設の改修や維持管理をすることとされています。</p> <p>【関連】東京都地域防災計画（平成26年）</p>	73、105、145
旧耐震基準	<p>建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和56年6月1日に導入されました。それ以前の耐震基準を旧耐震基準といいます。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建物に大きな被害が発生したことから、それらの耐震化が重要となっています。</p> <p>【関連】港区耐震改修促進計画</p>	16

緊急輸送道路、特定 緊急輸送道路	<p>緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいいます。また、東京都では条例により、緊急輸送路のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路を特定緊急輸送道路に指定しています。</p> <p style="text-align: right;">【関連】 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例</p>	16、22、60、 64、66、72、 105、115、 125、135、 145
クリーンエネルギー	<p>地球温暖化の要因の一つでもある二酸化炭素をほとんど発生させないエネルギーのことをいいます。現在、エネルギー源として主に使用されている石油や石炭などの化石燃料に対して、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの再生可能なエネルギーは、環境にやさしいクリーンエネルギーであるという面からも導入、普及が期待されています。</p>	80、83
景観行政団体	<p>景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のことです。東京都の同意を得て、平成 21 年 6 月 1 日付けで港区は景観行政団体となりました。</p> <p style="text-align: right;">【関連】 港区景観計画</p>	17、22
広域避難場所	<p>震災時、火災の延焼による危険から避難する場所です。大規模公園、緑地、耐火建築物地域などのオープンスペースを東京都が指定しており、港区内には7か指定されています。</p>	64、72、105、 115、125、 135
コージェネレーションシステム	<p>天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るものです。</p>	80、81
災害拠点病院、災害 連携拠点病院	<p>災害拠点病院とは、災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関で、24 時間体制で被災地域内の傷病者の受け入れ・搬出や、ヘリコプターなどを使用した重症傷病者の受け入れ・搬送が可能である、等の条件を備えた病院をいいます。</p> <p>災害連携拠点病院は、東京都が定める病院で、災害拠点病院と連携し、主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院のことをいいます。</p>	73、105、 115、125、 135、145
細街路	<p>おおむね建築基準法第 42 条が定める最低幅員 4 m 未満の道路（2 項道路）を指します。港区では、地震や火災などの災害時における避難路の確保、快適な歩行環境の創出、良好な住環境の形成を促進するため、細街路拡幅整備事業を実施しています。</p>	64、66、70、 127、128

再生可能エネルギー	再生可能エネルギーとは、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年（2009 年）7 月）」において「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。	80、81
在来種	もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団のことです。	58
市街地開発事業	土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の 7 事業をいいます。	3
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合や、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のことです。	9、11、66、70、157
時限的市街地	災害で被災後、住民が主体となって地域の復興を進めるため、「暫定的な生活の場」として暫定的につくる市街地のことをいいます。時限的市街地は、仮設の住宅、店舗や事業所と利用可能な残存建築物などから構成されます。	70
事前復興	災害後に進める被災者の住まい、生活、仕事の復興、地域の経済基盤の復興等について、迅速に行うため、あらかじめ計画的に復興対策を準備しておくことをいいます。	69、153
市町村の都市計画に関する基本的な方針	都市計画法第 18 条の 2 に定める、市町村自らが定める都市計画のマスタープランのことをいい、通称「市町村マスタープラン」と呼ばれます。基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則し、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像、整備方針等をきめ細かくかつ総合的に定めるもので、港区では「港区まちづくりマスタープラン」の名称で策定しています。	2、3
自転車シェアリング	拠点となる駐輪場（サイクルポート）を街なかにも複数設置し、そこで自転車を自由に貸出・返却できる自転車の共同利用サービスのことで、通勤や通学、観光などの多様な使われ方が期待されるとともに、渋滞緩和やマイカー利用の減少による二酸化炭素排出量の削減を図ります。	13、14、22、48、50、51、80、83、89、100
住宅ストック	総住宅数のことをいいます。空き家等も含む数値であり、平成 25 年（2013 年）現在の国内の住宅ストックは約 6063 万戸と、総世帯数（約 5245 万世帯）を上回る数値となっています。 東京都内の住宅ストックは約 678 万戸（平成 20 年（2008 年）現在）と一貫して増え続けており、世帯数 598 万に対して 1.13 倍となっています。	43

住宅セーフティネット	病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥った時に安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている住宅に関する様々な対策のことです。	43
消防水利	火災が起きた際に、消防用水として使用する設備をいいます。主な消防水利として防火水槽、消火栓等があります。	66
自立分散型エネルギーシステム	建物内で利用するエネルギーを、その建物内もしくはその周辺に設置されたエネルギープラントより供給するシステムのことをいいます。大型発電所から送電する一般的なシステムと比べて送電ロスが少なく、再生可能エネルギー等と組み合わせることで、効率的なエネルギー利用が可能です。さらに、災害時にも区内へのエネルギー供給が可能で、防災性にも優れています。	64、66、68、80、81、123
浸水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等	水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等（地下街や地下鉄駅など、地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）のことです。施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告するとともに、自ら公表しなければなりません。 【関連】港区地域防災計画	72、105、115、125
生物多様性	地球上のあらゆる生きものが、相互に関わりあいながら生きていることをいいます。人類も生物多様性の一員で、他のたくさんの生きものとともに、食べ物や水など、地球上のさまざまな自然や生きものがつくり出す恵みを受けて生きています。 【関連】生物多様性みなとプラン	31、35、56、58、62、101、104、111、114、121、124、131、134、139、141、142、144
多文化共生社会	国籍や民族、文化、言語、宗教といった多様な違いを受け入れ、外国人と日本人が相互に理解し支え合い、安心して暮らしていける社会のことをいいます。	42
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すシステムです。	44
地域冷暖房	複数の建物に対して、一箇所にまとめた冷暖房・給湯設備で製造した冷・温水等を供給するシステムです。設備を一箇所にまとめ、供給するため、エネルギーの効率的利用や省スペース化等のメリットがあります。港区では、ビルごとに設置されるボイラー、冷凍機などの熱源機器を地域エネルギー供給プラントに集約し、冷暖房や給湯用の蒸気、温水または冷水などを配管で供給する地域冷暖房が2010（平成22）年8月現在で、21区域で導入されています。	84

地区内残留地区	震災時、火災の延焼の危険性が少なく、広域避難場所に避難する必要がない地区をいいます。港区内は、主に北側および東側地域が地区内残留地区に指定されています。	64、72、105、115、125、135、145
地形をいかした緑の軸	ヒートアイランド現象の緩和、生き物の生息・生育環境の保全、健全な水循環系の構築といった環境保全の視点に加え、江戸時代の大名屋敷跡などに残された港区の景観を特徴づける、景観形成の視点からも重要な役割を担う斜面の緑のことです。 【関連】港区緑と水の総合計画	57、62
地籍調査	主に市町村が主体となって、土地の一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のことをいいます。地籍調査は国土調査法に基づく「国土調査」の1つとして実施され、その成果は市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されています。	67
デジタルサイネージ	いわゆる電子看板のことをいいます。ネットワークに接続することで即時に情報を配信するのが特徴です。街なかにある大型スクリーン、コミュニティバスや電車の車内にあるような小型のものなど、様々な形があります。	68、88
東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）	都市計画法第6条の2に基づき、広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるもので、東京都が長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋を示しています。東京都では、平成26年（2014年）12月に、目標年次を平成37年とするおおむね10年間の方針を策定しています。区市町村は、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、地域に密着した都市計画の方針を策定することとされています。	3、157
道路をいかした緑の軸	環境保全、防災、景観、レクリエーションの観点から重要な役割を果たす、道路とその沿道に整備される緑のことです。 【関連】港区緑と水の総合計画	57、62
都市開発諸制度	再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区、総合設計の4制度を指します。東京都は、平成13年（2001年）に策定した「東京都の新しい都市づくりビジョン」における地域ごとの「将来像」の実現のため、都市開発諸制度の戦略的活用を図るものとしており、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」を策定しています。	11、28、39
都市再生安全確保計画	都市再生特別措置法第19条の13の規定に基づき、大規模な災害が発生した際に、都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、退避施設への誘導や、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定める計画のことをいいます。	68

都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域	都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法に基づき、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、政令で指定する地域のことをいいます。特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域の内から、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で指定する地域です。都市再生緊急整備地域は 63 地域、特定都市再生緊急整備地域は 12 地域（いずれも平成 27 年（2015 年）7 月現在）が指定されています。	11、28、36、40
都市再生ステップアッププロジェクト	都有施設の移転・更新等を契機に、複数所有地の有効活用を行うことで、周辺開発の誘発を図る事業です。	153
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のことです。	70
ビオトープ	Bio（生物）と Tope（場所）の合成語で、「あるまとまりをもった生き物の生息・生育空間」のことをいいます。動植物が生きていける環境としての一定の範囲を示します。	58
プレーパーク	「次世代育成支援対策行動計画」や、「港にぎわい公園づくり基本方針」及び「子どもの遊び場づくり 20 の提言」に基づき、子どもがのびのびと思い切り遊べるよう禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していく冒険遊び場です。	13、59
プロジェクションマッピング	映像やコンピュータグラフィック等を、プロジェクター等を用いて、建築物等の物体に投映する技術を指します。映像の動きや変化により、幻想的、錯視的な映像表現が可能で、アート作品や地域活性化イベント等に、幅広く用いられています。	88
保護樹木、保護樹林	比較的大きな樹木・樹林・生垣等を保全するための手法です。港区では、所有者の申請で区が指定し、管理費の一部として補助金を助成しています。	57
水の拠点	環境保全、防災、景観、レクリエーションの機能について、複数の役割を担っている公園・緑地や民有地の緑のうち、主に親水テラスや水辺を有し、水とふれあうことのできる公園・緑地のことです。 【関連】 港区緑と水の総合計画	57、58、62、104、134、144
水の軸	環境保全、景観、レクリエーションの機能を担っていくべき古川の沿川、臨海部の緑の拠点、水の拠点を結ぶ運河沿い一帯のことです。水辺沿いに街路樹等の樹木の育成等、緑化を進めることで、生きものの移動経路の確保、ヒートアイランド現象の緩和、景観形成などを図ります。 【関連】 港区緑と水の総合計画	57

緑の拠点	<p>環境保全、防災、景観、レクリエーションの機能について、複数の役割を担っている公園・緑地や民有地の緑のことで、規模が大きく、複数の観点から重要な役割を果たしているものは、中心的な緑の拠点として、大きな円で示しています。</p> <p style="text-align: right;">【関連】港区緑と水の総合計画</p>	30、31、62、104、114、124、134、144
ユニークベニュー	<p>歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のことをいいます。</p>	87
ユニバーサルデザイン	<p>全ての人のためのデザイン、あるいは普遍的なデザインという意味です。ユニバーサルデザインは、できるだけ多数の人々が利用できる製品・建物・環境を実現することを目的としています。ユニバーサルデザインの目指すところを要約すれば、「誰にでも公平で自由に使用でき、使用方法や情報が容易に理解でき、無理なく安全に使える」ようなデザインということになります。</p>	26、45、48、52、87、156
ライフライン	<p>上下水道、ガス、電気、電話等の都市生活を支えるネットワーク施設のことです。災害時には、被災者の生活を支えるため、ライフラインの確保が重要となります。</p>	64、68
ランドマーク	<p>都市や地域の特定の地点の象徴や、目印となるような特徴的なもののことです。例としては、建築物やテレビ塔、鳥居、教会、特徴的な山などがあります。</p> <p style="text-align: right;">【関連】港区景観計画</p>	74、75、77、96
リノベーション	<p>中古建築物の機能・価値の再生のため、包括的な改修を行うことをいいます。中古業務ビル等を改修し住宅や宿泊施設等に用途転換することや、構造躯体の性能の更新、改修、間取りの刷新により、現代的な住まいに再生する等ことなどをいいます。</p>	37、43、139
リバースモーゲージ	<p>自宅を担保としてお金を借り、死後に売却して一括返済するローンのことをいいます。主に高齢者の老後の生活資金の確保のための仕組みで、銀行の金融商品として導入され、活用が広がっています。</p>	43
レガシー	<p>直訳すると「遺産」を表します。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技施設や選手村といった物理的な遺産を未来に引き継ぐ意味だけでなく、大会の感動と記憶を都民一人ひとりの中に残し、そういった心の遺産を次世代に引き継ぐ意味でも用いられています。</p>	123
歴史的建造物、文化財建造物	<p>歴史的建造物とは、主に地域固有の建築様式・技術により建てられた建築物その他の工作物で、建築年代が古いものの総称です。文化財建造物は、そういった歴史的建造物の保全のため、国が指定する重要文化財や地方自治体で指定する指定文化財、国や地方自治体が設けている登録文化財制度に位置付けられた建造物のことをいいます。</p>	61、74、76、97、105、115、125、127、135、145

BRT	BRT (Bus Rapid Transit、バス高速輸送システム) は、連節バス、PTPS (公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムです。	4、6、48、50、54、97、100、104、144
CEMS	Community Energy Management System の略で、電気・ガス等の供給網、コージェネレーションシステム・燃料電池等の分散型エネルギー、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギー、未利用エネルギーなどを組み合わせ、ICT(情報通信技術)を用いた需要と供給の制御により、エネルギーを効率よく利用するシステムのことで。	81、102、112、123、132、142
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を指します。エネルギーの面的な活用の推進や、交通渋滞の緩和など、まちづくりの様々な面で ICT を用いた取組が実践されています。	80、81、102、112、123、132、142
MICE	企業等の会議(Meeting)や研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会等(Exhibition/Event)、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。	19、87、130
PFI	Private Finance Initiative の略で、厳しい財政制約のもとで公共施設整備や多様化する行政サービスに対応するため、民間主導による効率的な社会資本整備を行う仕組みのことで。平成 11 年 (1999 年) に「民間資金等の活用等による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI 法)」が施行され、多くの事業が実施されています。	156
PRE	Public Real Estate の略で、「公的不動産」と訳し、国や地方自治体などが保有する不動産を指します。コンパクトシティ推進のため、都市の中心部等に公共サービス・医療・福祉・商業等の機能を誘導するにあたって、我が国全体の約 1 / 4 と大きな割合を占める公的不動産の有効活用が注目されています。	156

地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図 (平成 27 年度版) を使用したものである。〔MMT 利許第 27039-67〕
無断複製を禁ず。